

TRY

第5次小田原市総合計画

おだわら

TRYプラン

TRY

市民の力で未来を拓く希望のまち

TRY

後期基本計画

TRY

持続可能な地域社会モデルの実現を目指して

第5次小田原市総合計画「おだわら^{トライ}TRYプラン」は、平成34年度を目標年次として平成23年度にスタートいたしました。

「おだわらTRYプラン」は、「新しい公共をつくる」、「豊かな地域資源を生かしきる」、「未来に向かって持続可能である」の3つの命題のもと、将来都市像である「市民の力で未来^{ひら}を拓く希望のまち」の実現を目指しております。この「おだわらTRYプラン」と、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指した「地域別計画」、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちを実現することを目的とした「小田原市自治基本条例」に基づき、市民の力・地域の力を生かしたまちづくりを進めてまいりました。

一方、「おだわらTRYプラン」のスタート時に、我が国では東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、私たちが築き上げてきた社会システムや経済活動の基盤、さらには暮らしや営みを支える地域の絆のあり方が深く問われることとなりました。また、前期基本計画の6年の間には、人口減少や少子高齢化、各種インフラの一斉の老朽化、地域経済の弱体化、子どもたちを取り巻く諸問題、地方公共団体の財政難など、さまざまな課題が現れ、日々その深刻度を増してまいりました。

本市は、これらの課題に対して、地域が有するさまざまな資源を総動員し、知恵を絞って現実に向きあってまいりました。そして、その過程で、さまざまな協働の仕組み、地域コミュニティの充実、民間の多彩な活動などが育ち、総体として「問題解決能力の高い地域」へと、確実に歩みを進めております。

後期基本計画での6年間では、人口減少社会、縮減の時代、危機の時代と言われるような現在の時代と社会の、その先にあるべき地域社会の姿をしっかりと捉え、その目標に向かって、明確な意思をもって歩んでいくという姿勢が重要になります。そのためには、これまでの「課題解決という『受動』」から、「持続可能な地域社会モデルの実現という『能動』」へと、取組の力点を移していく必要があります。

「市民の力で未来を拓く希望のまち」は、これまでの取組によって、私たちの周りに実現し始めております。後期基本計画では、これまで進めてきた歩みを、ゆるぎない現実としての「希望のまち」につなげるべく、直面する当座の課題解決にとどまらない、持続可能な地域社会モデルの実現を目指してまいります。

私たちが目指す社会へと続く道は、これからもさまざまな課題や困難が待ち受けているかもしれませんが、しかし、市民の皆様と行政が共に歩みながら、歓びや楽しみ、苦労や負担を皆で分かち合い、一步一步着実に前へ進んでまいりたい。そのような思いを胸に刻み、これからも本市のまちづくりにまい進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりましては、市民の皆様や有識者の皆様、市議会や総合計画審議会から多くの貴重なご意見を賜りましたことを、心からお礼を申し上げます。

平成29年3月

小田原市長

加藤 憲一



A watercolor illustration of a path lined with cherry blossom trees. The trees have thick, brown trunks with several large, irregular holes. The branches are bare, and the sky is filled with soft pink and light blue washes, suggesting falling petals. In the distance, a small figure of a person in a yellow shirt and blue pants walks away. To the right, there are stylized green bushes and a white building with a brown door. The foreground is a mix of yellow and pink, representing the path and fallen petals. On the left, a vertical stone marker contains the text '西海子小路'.

西海子小路



スタートしてから6年。 次の50年、100年へ。

おだわらTRYプランがスタートしてから6年。この間に東日本大震災の発生や人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の深刻化、全国の地方自治体での地方創生の推進など、さまざまな社会経済環境の変化がありました。こうした状況を踏まえて、おだわらTRYプランの前期基本計画が平成28年度で満了することから、将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向けた取組を加速させ、質を高めていくことを命題として、後期基本計画を策定しました。

このプランは、平成34年度(2022年度)を目標年次としています。計画の基本構想では、小田原の将来都市像として「市民の力で未来を拓く希望のまち」を掲げるとともに、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指して、地区自治会連合会の区域を単位とした地域別計画を策定しました。

おだわらTRYプランは、豊かな資源に恵まれ、さまざまな可能性に満ちあふれた小田原の地で、緩やかな経済成長と人口減少の時代においても、向こう50年、100年と歩みを続けていくことのできる地域モデルをつくる道筋を明確にし、その実現に向けて市民と行政が目標を共有して共に取り組んでいくための計画です。

目次

序論

1 後期基本計画策定の趣旨	10
2 計画の構成と期間	11
3 計画策定の経緯	12
4 社会経済環境の変化	13
5 計画の基礎条件	15
6 計画の視座	22

基本構想

序章	26
第1章 基本理念	27
第2章 まちづくりの目標と政策の方向	32

基本計画

序章	36
第1章 重点テーマと取組の方向性	37
第2章 施策の展開	42
いのちを大切にする小田原	
福祉・医療	50
暮らしと防災・防犯	62
子育て・教育	70
希望と活力あふれる小田原	
地域経済	78
歴史・文化	90
豊かな生活基盤のある小田原	
自然環境	100
都市基盤	108
市民が主役の小田原	
市民自治・地域経営	116
資料編	130

序論

1 後期基本計画策定の趣旨	10
2 計画の構成と期間	11
3 計画策定の経緯	12
4 社会経済環境の変化	13
5 計画の基礎条件	15
6 計画の視座	22

1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、平成22年度(2010年度)に、平成34年度(2022年度)を目標年次とした第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」を定めました。基本構想では、本市の将来都市像として「市民の力で未来を拓く希望のまち^{ひら}」を掲げるとともに、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりを目指して、地区自治会連合会の区域を単位とした地域別計画を策定しました。そして、平成28年度(2016年度)を目標年次とした前期基本計画をスタートさせ、未来への投資(6つの先導的施策)を軸としながら、山積する課題解決にオール小田原で取り組み、着実に計画を推進してきました。時を同じくして、平成23年度の計画スタート時には、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、私たちが築きあげてきた社会システムや経済活動の基盤、さらには暮らしや営みを支える地域の絆のあり方が深く問われることになりました。本市総合計画では、いのちを大切に、地域資源を生かし、コミュニティの絆を深めるといった考え方を示していたことから、その時点での計画の見直しは行わず、安心安全のまちづくりやエネルギーの地域自給に向けた取組などを補強し、その対応を図ってきました。また、社会経済環境の変化のスピードが増し、より複雑化した社会にあっては、より柔軟な対応が求められるとともに、取組の方向性を示していく必要があります。そこで、これまでの間に、市民の意見を反映しながら、政策・施策の分野毎の個別計画を総合計画に即して策定し、対応を図ってきています。

一方、国では、人口減少が地域経済の縮小をもたらす、地域、経済、社会などのさまざまな基盤の維持を困難にする可能性があるとして、人口減少と少子高齢化問題を克服し、活力に溢れ、持続可能なまちづくりを目指す「地方創生」の旗を掲げ、全国の地方自治体において、国の総合戦略の趣旨を踏まえた地方版総合戦略の策定を求めました。本市においても、平成27年10月に、小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を策定し、人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決に向けた取組を推進しています。

また、こうした人口減少・少子高齢化に伴う諸問題は、県西地域においても同様であり、圏域としての持続を考えれば、これまで中心的な役割を担ってきた本市の役割はより一層増えています。現在、同じく中心的な役割を担ってきた南足柄市と協同で、中心市の機能強化に向け、合併や中核市移行などを視野に検討を始めており、基礎自治体としてのあり方を見極める時期に差し掛かっています。

こうした状況を踏まえ、「おだわらTRYプラン」前期基本計画の計画期間が平成28年度で満了することから、社会経済環境の変化を踏まえた基本計画の見直しを行い、基本構想で描いた将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向けた取組を加速させ、質を高めていくことを命題として、後期基本計画を策定することにしました。

2 計画の構成と期間

第5次小田原市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成し、地区自治会連合会の区域ごとに作成した地域別計画と一対で本市のまちづくりを進めます。

1 基本構想

基本構想は、本市のまちづくりにおける基本理念や目標と、これを実現するための施策の方向を示すもので、平成23年度(2011年度)を初年度として、平成34年度(2022年度)を目標年次とします。

2 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現と目標の達成に向けたまちづくりの施策の方向を体系的に示すものです。平成23年度(2011年度)から平成28年度(2016年度)を計画期間とする前期基本計画を踏まえ、平成29年度(2017年度)から平成34年度(2022年度)までの6年間を計画期間とする後期基本計画を策定します。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、個々の事業を具体化するための計画として策定するもので、計画期間は3年間とし、財政状況の変化などに対応しつつ、計画内容の見直しを行います。



3 計画策定の経緯

後期基本計画の策定にあたり、平成27年度には、全国で活躍する有識者と、市長・副市長・関係部局長に、民間事業者を加えた有識者懇談会を開催し、基本的な考え方を整理してきました。また、これまでの取組を進化させていくために、市民との対話を重ねて世代や業種を超えたつながりを生み出し、そこから取組の一步を踏み出す「実験と学びに基づく共創のアプローチ」という手法を取り入れました。

この2つの取組で得られた学びや気づきを、基本的な考え方として後期基本計画に取り込むとともに、平成27年10月に策定した「小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、市長が掲げる市政運営の方針及び具体的な取組が盛り込まれた「第3ステージの取り組み指針」の内容を反映しています。

なお、地域別計画については、平成28年度中に、各地区内の自治会、社会福祉協議会などの各種団体で構成されている地域コミュニティ組織が中心的な役割を担い、計画の振り返りや検証、新たな課題設定などの見直し作業を実施しています。

1 有識者懇談会

変化が激しい環境に対応しながら、限られた行政運営資源をマネジメントしていくため、全国で活躍する有識者、市長・副市長・関係部局長・民間事業者による懇談会を、平成27年度に全5回開催し、「子ども・子育て」「地域経済」「高齢者」のテーマについて議論してきました。その内容は、後述する「6 計画の視座」に位置付けています。

2 共創のアプローチ

共創のアプローチでは、市民や関係者の実感・背景などの「生の声」に基づいた対話を行う「市民インタビュー」に加え、共感を広げ、参加者の関係性をつくり、ありたい姿を共有する「市民ミーティング」を開催しました。ここから、課題解決策の仮説を生み出すとともに、仮説を基にした小さな実験を通じて、関係者が共に一步を踏み出すことで、まちづくりを進めるための学びを得てきました。「子ども・子育て」「暮らし(生産年齢世代)」「シニア(高齢者)」の3つのテーマでの対話や実験を通じて、官民がどのように連携し、どのように取組を進めていくかを共に学ぶ場となりました。

4 社会経済環境の変化

1 人口減少・少子高齢社会

人口減少や少子高齢化の進行により、労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。人口が減少する一方で世帯数は増加しており、特に高齢者のみの世帯や単身世帯への対応も求められています。

国においては、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少時代の到来という基本認識に立ち、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決の観点から、人口減少への対応に取り組むこととしており、本市においても、平成27年度に、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を策定し、人口減少・少子高齢化に伴う諸問題の解決に向けた取組を推進しています。

2 地方創生・地域間競争

経済活動などのグローバル化により、人やモノ、金、情報の交流が活発化し、これまで以上に地域間競争が激しくなっています。全国の自治体で地方創生への動きが活発化する中で、魅力ある都市として自立するためには、官民連携により、地域の潜在的な経済力を最大限に発揮させ、知恵と工夫で競争力を高めていくとともに、地域内の経済循環も生み出していくことが求められています。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019といった大規模なスポーツイベントの機会を捉え、本市の魅力を発信していく必要があります。

3 環境問題

日常における生産活動や消費活動は、地球温暖化や生物多様性などに関係しており、環境への負荷が深刻化していますが、地球規模で環境に対する意識が高まっており、企業活動や農業分野においても環境に配慮した生産活動に取り組んでいます。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域においても、再生可能エネルギーの地域自給に向けた取組や、資源の地域内循環、持続可能なライフスタイルの実現など、次世代に配慮した対応が求められています。

4 地方分権・地域運営

地方分権の確立に向けた取組が進められるなか、地方公共団体においては、限られた財源と人材を有効に活用しながら、地域住民の協力と創意工夫によって地域運営を進めていくことが求められています。

同時に、市民ニーズの多様化、複雑化などにより行政需要が増大するなか、画一的な行政施策では対応することが困難になってきています。そこで、生活の基盤となる地域において「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考えのもと、持続可能な地域社会をつくっていくことが必要となっています。

5 地域コミュニティ

急速な少子高齢化の進行、地域経済の低迷、人口の流出などにより、地域全体の活力低下が懸念されています。また、高度情報化の進展、産業構造・就業構造の変化などによりライフスタイルやニーズが多様化し、生活空間としての地域内のつながりが希薄になってきています。そこで、今まで家族やコミュニティが担ってきた役割について再考するとともに、地域において課題を共有し、多様性のなかの連携や地域運営の仕組みの再編に取り組む必要があります。

6 安全・安心

東日本大震災や熊本地震といった大規模な地震、台風や集中豪雨などの自然災害が多発しており、自然災害に対する体制や組織を強化することが求められています。また、凶悪犯罪の低年齢化や、振り込め詐欺、インターネットによるトラブルの多発が社会問題となっており、行政のみならず地域社会が一丸となって、暮らしの安全を確保していくことが必要です。

さらに、安心して子どもを産み育てられる環境や、安定した社会保障制度に支えられながら過ごすことのできる環境づくりなど、安心と希望に満ちた暮らしを地域社会で実現していくことが求められています。

7 ICT(情報通信技術)

ICT(情報通信技術)の発展は、利便性の向上やライフスタイルの多様化の促進をもたらし、豊かさを実感できる生活の実現に寄与している一方、人間関係の希薄化をもたらす負の側面も指摘され、人と人とのつながりにも影響を与えています。行政においても、事務の効率化や住民サービスの向上の観点から、ICT(情報通信技術)を最大限に活用することが求められています。

8 成熟社会

経済的な豊かさを重視してきた生き方から、心豊かに自分らしく暮らせるライフスタイルを求めるようになってきていることから、自分らしい時間の過ごし方が重視され、多様な価値観のなかで、スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習、ボランティアや社会貢献活動などに費やす時間の充実に対する人々のニーズが高まっています。

また、快適でゆとりある住環境、美しく落ちつきのあるまちなみ、緑や水辺空間の再生など質の高い生活空間へのニーズも高まっています。

5 計画の基礎条件

1 人口の将来展望

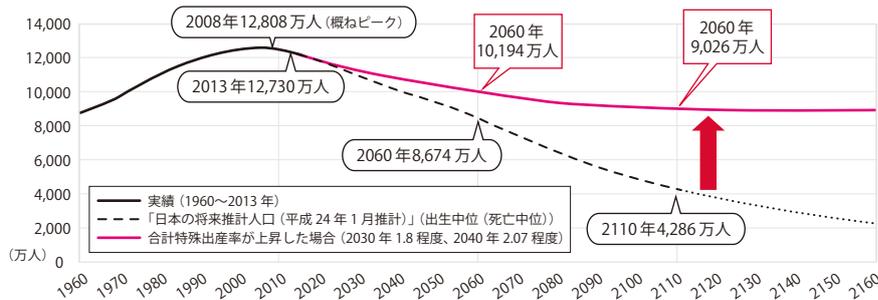
急速に進行する人口減少・少子高齢化問題に対応するため、国は「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年11月に制定し、人口の展望を示した「長期ビジョン」と、解決の道筋を示した「総合戦略」を同年12月に閣議決定しました。こうした動きを受け、本市においても、平成27年10月に「小田原市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(以下、人口ビジョン)」及び「小田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この人口ビジョンにおいて、本市における人口の現状や将来の人口動態などを分析し、平成52年(2040年)までの人口の将来展望を示しています。

① 国による人口分析

- ・平成20年(2008年)に始まったわが国の人口減少は、今後加速度的に進みます。
- ・日本の将来推計人口(平成24年1月推計 出生中位・死亡中位)によると、平成72年(2060年)の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されています。
- ・仮に、合計特殊出生率が、平成32年(2020年)に1.6程度、平成42年(2030年)に1.8程度、平成52年(2040年)に2.07程度まで上昇すると、平成72年(2060年)の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推測されます。

我が国の人口の推移と長期的な見通し



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)(出生中位(死亡中位))」

② 本市の人口の現状分析と考察

【現状分析】

- ・本市の総人口は、平成11年(1999年)の200,587人をピークに漸減しています。なお、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口(平成25年3月推計)によると、本市の総人口は減少を続け、平成52年(2040年)には158,299人となります。
- ・年齢3区分別人口の推移のうち、生産年齢人口は、平成12年(2000年)頃をピークに近年は減少傾向です。また、昭和50年(1975年)以降、年少人口は一貫して減少傾向、老年人口は一貫して増加傾向です。
- ・自然増減の推移は、出生数が減少を続ける一方で死亡数は増加し続けており、平成17年(2005年)以降、死亡数が出生数を上回り自然減に転じています。また、合計特殊出生率の推移は、平成17年(2005年)以降、ほぼ横ばい、若干の回復傾向です。
- ・社会増減の推移は、平成7年(1995年)以降、減少傾向にあります。特に、20～29歳の間に人口流出が見られる一方、60歳以上では人口流入の傾向が見られます。また、中部地方(主に静岡県)からは転入超過にありますが、東京圏へは転出超過となっています。

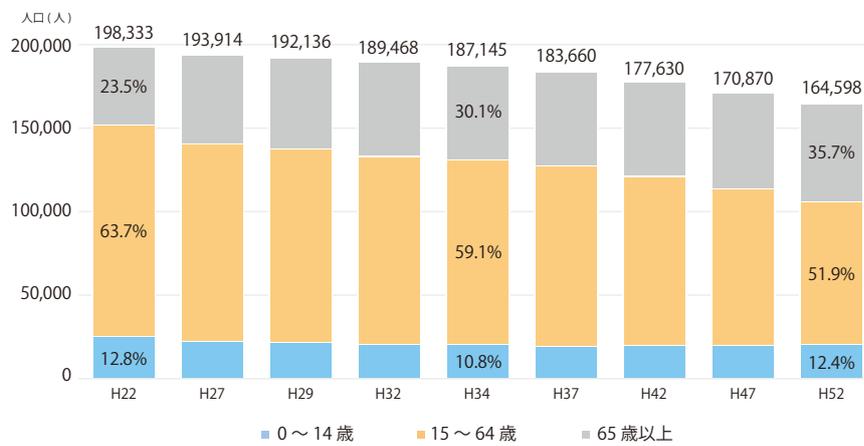
【考察】

- ・本市においては、出生数の大幅な改善がみられない限り、年少人口及び生産年齢人口を中心に人口が減少し、高齢化率が高まる傾向にあります。
- ・人口移動において、近年、流出超過にあるのは主として20～30代前半であり、逆に流入超過に関しては60代以上が大勢を占めています。また、東京都や神奈川県東部の大都市への人口流出が見られ、かつ、本市に在住しながら市外へと通勤・通学している方が多くなっています。
- ・子どもを産み育てる世代の流出は、出生数の減少にもつながり、人口減少及び少子高齢化の進展に拍車をかける可能性があります。

③ 本市人口の将来展望

本市人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所による推計人口(平成25年3月推計)をもとに、国の合計特殊出生率の目標設定と連動した与件に加え、社会増減が均衡する与件を設定し、平成52年(2040年)までの将来人口を推計しています。

ここでは、平成52年(2040年)の将来人口を164,598人、後期基本計画の計画期間である平成34年(2022年)の将来人口を187,145人と推計しています。



2 土地利用

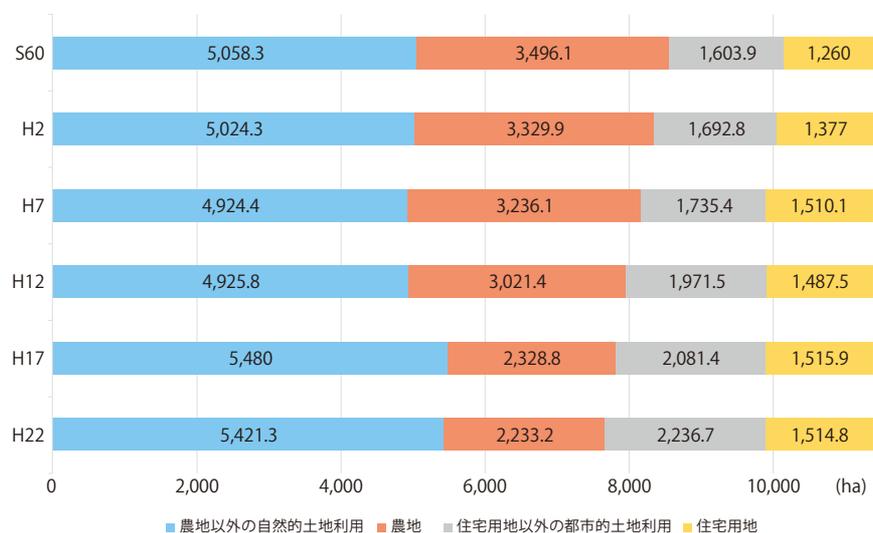
① 現状

本市は、千数百年前から集落が形成され、その後の城下町、東海道の宿場町、富士箱根伊豆への玄関口として、常に拠点としての役割を果たしながら発展してきました。

都市構造は、歴史的経緯を踏襲しつつも、土地利用の状況は、ライフスタイルの多様化や経済活動のグローバル化に伴い、郊外部の市街化が進展し、農地を含めた自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいます。社会インフラも、住む人の利便性向上のための整備が交流の促進にも資するという考えのもと、都市化の進展に応じて整備されてきました。

今後の土地利用の方向性については、急速な高齢化と人口減少、財政難という厳しい条件のもとで、生活の質を支えてきた地域の多様な資産を生かしながら次世代へと引き継いでいく、持続可能な都市の実現に向けた取組が求められています。

土地利用分類別面積（都市計画基礎調査）



② 土地利用の基本方針

人口減少、少子高齢化が進むなか、都市的土地利用の量的拡大から質的充実を目指す時代になってきました。そこで本市では、豊かな田園環境の維持に向けた農林業的土地利用と都市的土地利用が調和した均衡ある持続可能な土地利用を計画的に進めるとともに、既存のインフラを生かしながら都市機能を集約化し、それぞれの地域がネットワークで有機的に連携したまちづくりを目指します。

○都市的土地利用の方向

- ・ 広域交流拠点として多様な都市機能の集積を図るとともに、中心市街地の活性化や産業振興に配慮した適正な土地利用を進めます。
- ・ 歴史や文化と調和した潤いと安らぎのある空間を形成するとともに、個性と魅力ある良好な市街地環境を創出します。
- ・ 緑地の保全や景観に配慮しながら、秩序ある土地利用を進めます。

○自然的土地利用の方向

- ・ 本市には、酒匂川水系を中心に、豊かな生態系や植生が残っています。地域の魅力であり、いのちの源である貴重な自然環境を積極的に保全します。
- ・ 都市化の進展や森林の放置などにより減少、荒廃しつつある自然環境を、水資源のかん養^(※1)や防災などの観点からも保全に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用を図り、人と自然が共生する土地利用を進めます。
- ・ 海岸地域については、自然とふれあえる貴重な場としての保全と活用に努めます。

○農林業的土地利用の方向

- ・ 農業の健全な発展を図るとともに、水源のかん養や洪水の調整などのさまざまな機能の有効活用を図るため、優良農地^(※2)の保全に努めます。
- ・ まとまりのある優良農地を有し、農村環境と共存する集落のある地域については、生活基盤、生産基盤の計画的な整備に努めます。
- ・ 自然や景観などの地域資源を活用しながら、豊かな自然環境との調和を保ちつつ、都市住民との交流が可能な土地利用を進めます。
- ・ 計画的な造林や育成など総合的な森林資源の管理と林産物の生産地としての整備を進めます。

※1 水資源のかん養

森林に降った雨水を土壌で貯留し、ゆっくりと流れ出すことにより、河川の流量を安定させ、水質を浄化すること。

※2 優良農地

集団的に存在する農地や農業生産基盤の整備により良好な営農条件を備えた農地。

③ 持続可能なコンパクトなまちづくり

全国的に急速な人口減少と少子高齢化に直面し、地域産業の停滞や活力の低下、市街地の拡散・低密度化が進む中で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。

こうした中、人口減少・少子高齢化に対応する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えを基本としたまちづくりを行政、民間、住民が一体となって取り組むため、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画」制度が創設されました。

本市においても、今後は人口減少と更なる少子高齢化が見込まれており、立地適正化計画に基づき、高齢者や子育て世代にとって、健康で快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進していきます。

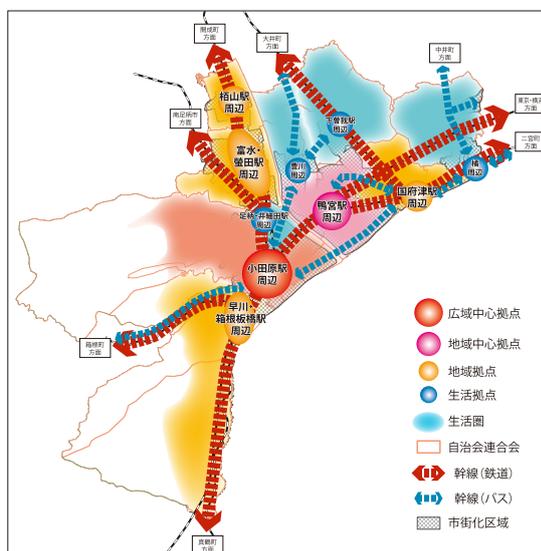
○立地適正化計画の都市づくりの理念

「小田原らしさを生かしたにぎわいのある多極ネットワーク型コンパクトシティの形成」

- ・広域的な都市機能が集積し“交流・にぎわい・魅力があふれる中心市街地”と、公共交通を軸とした生活利便性が確保された“歩いて暮らしやすい生活圏”を構築します。
- ・中心市街地、生活圏を支える各拠点が公共交通により互いに結ばれ、将来にわたって誰もが暮らしやすく、都市の活力が持続的に確保されるコンパクトシティを実現します。

○都市構造上の特性と課題を踏まえた都市づくりの方向性

- ・既存ストックを生かした魅力的な都市の拠点づくり
- ・公共交通の利便性を生かした“歩いて暮らせる”生活圏の構築
- ・生活利便性の持続的な確保に向けた緩やかな居住誘導



立地適正化計画における
将来都市構造のイメージ図

3 財政状況

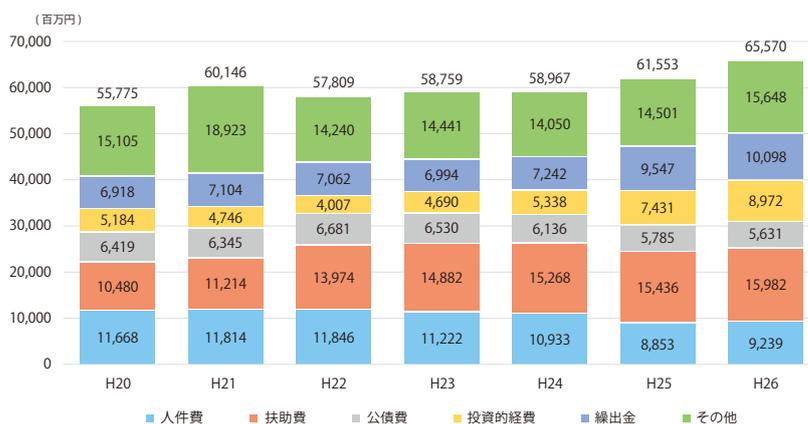
本市の財政状況を決算で見ると、歳入・歳出面の規模は、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金、緊急経済対策など国の施策による事業があったため、近年は増加傾向となっています。歳入について内訳を見ると、基幹収入である市税については、突出した動きはありませんが、生産年齢人口の減少や経済情勢から大幅な増加は見込むことができない状況にあります。

歳出については、社会保障関係費(扶助費、繰出金)が一貫して増加傾向にあり、少子高齢化の進展を踏まえると、今後さらに増加していくことが懸念されます。公債費^(※1)については、これまで市債発行の抑制に努めてきたことから、減少傾向から横ばいで推移していますが、今後は公共施設などの維持管理や更新経費が増加することが想定され、本市の財政運営はいっそう厳しさを増していくと推測されます。

歳入決算額の推移



歳出決算額の推移



※1 公債費

市が特定の事業の財源として、あるいは収入減を補うことを目的に借り入れた資金の返済金とその利息。

6 計画の視座

「おだわらTRYプラン」では、市民の力・地域の力を核とした新しい公共により、小田原の豊かな地域資源を十全に生かしながら、持続可能なまちづくりを進め、「市民の力で未来を拓く希望のまち」をつくることを目指しています。

前期基本計画がスタートした平成23年度以降、社会経済環境の変化は予想以上に激しく、先行きに対する見通しを立てることの厳しさが増えています。人口減少、急速な少子高齢化、各種インフラの一斉の老朽化、地域経済の弱体化、子どもたちを取り巻く諸問題、公共部門の財政難など、目の前にはさまざまな課題が現れ、日々その深刻度が増すなかで、地域が有するさまざまな資源を総動員し、知恵を絞って、現実に向き合ってきました。その過程では、さまざまな協働の仕組み、地域コミュニティの充実、民間の多彩な活動などが育ち、総体として「問題解決能力の高い地域」へと、確実に歩みを進めています。

今後も、総合計画に基づきこうした歩みを進めていきますが、立ち現れ深刻度を増す課題に対して、厳しい財政状況のなかで取り組める事には限りが見えてきており、また、行政、市民・地域、双方の人材不足も現実的な問題として存在することから、受動的に当座をやりくりしてしのいでいくという構えだけでは、持続可能な地域社会を築き上げるのは難しいと言わざるを得ません。

そこで、人口減少社会、縮減の時代、危機の時代と言われるような現在の時代と社会の先にあるべき地域社会の姿をしっかりと捉え、その目標にむかって、明確な意思を持って歩んでいくという姿勢が重要になります。課題解決という「受動」から、持続可能な地域社会モデルの実現という「能動」へと、取組の力点を移していく必要があります。幸いにも、小田原にはその潜在力があり、これまでの歩みもそこに向けられてきました。

本市の将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」は、これまでの取組によって私たちの周りに実現し始めています。そこで、ここまで進めてきた歩みを、揺ぎない現実としての「希望のまち」につなげるべく、後期基本計画では、直面する当座の課題解決にとどまらない、持続可能な地域社会モデルの実現を目指していくこととします。そして、私たちの意識と行動を進化させるために、3つの視点に主眼をおいて計画を組み立てるとともに、計画に基づく取組を進めていきます。

持続可能な地域社会モデル(実現したい状態)

- いのちを支える豊かな自然環境がある
- 自然と共存し人々と手を携えていく意識と力を持つ人間が育っている
- 基礎的な社会単位である地域コミュニティの絆が結ばれている
- 人が生まれ、育ち、暮らし、老いていく、その営みを、社会全体が敬意を持って支えている
- 喜びも苦しみも、みんなで分かち合う文化や仕組みを、社会として共有している
- 地域の資源を生かした、地に足の着いた経済活動が根付いている
- 暮らしや経済を支えるさまざまな社会資本は、計画的にメンテナンスが施され危ない状態にある
- 地域の運営をつかさどる基礎自治体は、地方政府と呼べる総合力と、市民一人ひとりへの細かな配慮を併せ持っている

【3つの視点】

1 人間の未来を考える

- ・地域社会を構成する市民一人ひとりに目を向け、それぞれの存在が認められる場づくりや取組を進めることに主眼をおきます。
- ・市民一人ひとりの背景を知り、そして信頼関係を構築し、全体の課題解決につなげていくアプローチへの転換を図っていきます。
- ・「社会を変えたい」という想いをを持った人を育て、社会に対してアクションできる人を増やしていくという観点を持ち、取組を進めます。

2 「共」の再生を考える

- ・「みんなにとって必要な事は、みんなでなんとかしよう」という考え方に立ち戻り、どうすれば「公」が「共」の基礎をつくれるのかを考えます。
- ・そのうえで、市民が主体的につくり出していく事を、行政がどうバックアップするのかに主眼をおき、行政は「何をやるべきで、何ができるか」を考え、取組を進めます。
- ・人口が減少していくことを前提とした社会を想定し、家族から地域を見直すという視点を持ち、分かち合いや信頼の社会の構築に向けた取組を進めます。

3 ライフサイクルを考える

- ・「子どもを対象とした取組にシニアが楽しんで関与し、親の世代の支援にもつながる」など、施策が他の世代にどのような影響を与えるか、その連鎖の視点を持ち、取組を進めます。
- ・「子育て時に周りの人に支えられた経験から、今、子育て支援活動をしている」、「高校生の時の商店街での活動経験が、今、小田原で働くことにつながり、小田原のために何かをしたいという想いを持つ」など、時を越えて循環が生まれる視点も重要です。
- ・私たちの暮らしや人生は連続したものであり、それらを分断せず、ライフサイクルを意識しながら取組を進めることに主眼をおきます。

基本構想

序章	……	26
第1章 基本理念	……	27
第2章 まちづくりの目標と政策の方向	……	32

序章

1 位置

本市は、神奈川県西部に位置し、市庁舎は北緯35度15分41秒、東経139度9分21秒にあります。

市域は、東西17.5km、南北16.9kmで、南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町とそれぞれ境を接しています。

面積は113.81km²で、神奈川県の面積の4.7%を占め、県内の市としては、横浜市、相模原市、川崎市に次いで4番目の広さを有しています。

2 地形・気候

市域の南西部が箱根連山につながる山地であり、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯になっています。市の中央には酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成しており、南部は相模湾に面しています。この風光明媚な自然環境と夏は涼しく冬は暖かいという気候により、明治から昭和初期にかけて、保養地(避暑地・避寒地)として多くの著名人に愛されてきました。黒潮の影響を受けた温暖な気候と適度な雨量が、生活の快適さだけでなく、梅やみかんをはじめとした多くの農産物の成長を支えています。

3 基本構想の目的

基本構想は、将来の本市のまちづくりの指針となるものであり、地域資源を生かした新しい小田原の将来都市像を描き、その実現のために市民と行政が協働^(※1)してまちづくりに取り組むにあたり、目指す都市の姿を明らかにするものです。

4 基本構想の目標年次

基本構想は、平成34年度(2022年度)を目標年次とします。

※1 協働

相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出しあい、協力しあうこと。

第1章 基本理念

1 恵まれた条件

私たちのまち小田原は、山、森、川、田園、海などあらゆる自然環境を備えています。そして、温暖な気候と豊かな自然が生み出す大地の恵みは私たちの生存を支えています。

本市は、首都圏に位置しながら富士箱根伊豆方面に開かれ、交通至便性^(※2)にも優れており、商業集積地から豊かな自然に囲まれた農村地帯まで地域の表情は多様性に富んでいます。そして、小田原城を中心とする城下町・宿場町としての顔や、多数の政財界人が別邸を構えた地としての顔を持ち、長い歴史のなかで育まれた多彩な文化、なりわいなどは全国に誇りうる市民共有の財産です。

こうした背景から、小田原を舞台にしたさまざまな物語が生まれ、交流人口を獲得するうえでは国内でも屈指というべき多くの条件に恵まれています。

2 厳しい社会情勢と山積する地域課題

明治以来の第三の転換期^(※3)と言われる現在、自然環境の悪化、人口減少や少子高齢化、景気の低迷と産業の空洞化、雇用の不安定化、社会的格差の拡大、国や地方の財政悪化などにより経済情勢や社会構造が大きく変転し、従来の考えや手法の延長線上にわが国の未来を描くことが難しくなっています。

また、私たちが暮らしている小田原にも、福祉制度や医療体制にまつわる不安、未来を担う子どもたちを取り巻く諸問題の深刻化、地域経済の低迷、中心市街地のにぎわいの喪失、水源となる山林の荒廃、身近なコミュニティの衰退と担い手不足など解決しなくてはならないさまざまな課題が山積しています。

このようななか、私たちは未来に対して閉塞感を持ち、ともすれば豊かな地域資源に裏打ちされた小田原の無限の可能性を忘れ、郷土への誇りや希望、まちづくりへの意欲を失いかねない状況にあります。

※2 交通至便性
公共交通機関や道路など、人や物の移動が便利であるという特性。

※3 明治以来の第三の転換期
第一の転換期：明治維新
第二の転換期：第二次世界大戦後。

3 新しい小田原へ3つの命題

愛する郷土・小田原をより美しくより活気にあふれたまちにしたい、家族や友人たちと健やかに暮らしたい、と市民誰もが思っています。今を生きる私たちには、この地で育ち未来を担う次世代のために、より豊かなまちとして守り、つくり、育てる使命があります。そして、市民が力を合わせて新たな取組に挑戦することが、今日の厳しい局面を乗り越え、市民の思いや願いを形にする最も確かな道です。

未曾有の困難に直面する今こそ、新しい小田原へと進化していく機会と捉え、まちづくりに関わるすべての人々が共に知恵を絞り、共に汗をかきながら目の前の課題を克服し、より豊かな未来へとつなげる時です。

この歩を進めるうえで、私たちがしっかりと意識すべき命題^(※1)が3つあります。

第一は、「新しい公共をつくる」ということです。現在、国は権限と財源の地方への移譲を進め、地域のことは住民自らが責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会の実現を目指しています。本市においても、自分の暮らしや地域を自らがつくり出すことで郷土愛や地域コミュニティが醸成され、それが次世代へと受け継がれていく地域社会を築く必要があります。

これまで、公共的機能の大部分を行政が主体となって担ってきましたが、社会構造が複雑化するなか、さまざまな市民ニーズに的確に対応するためには、市民や市民団体、地域に根ざした企業など地域に関わるすべての人々が課題解決の当事者として知恵と力を発揮する必要があります。市民の力・地域の力を核として、住民福祉増進の中心的な主体である行政との協働を育てながら、さまざまな公共的機能を市全体として担うことのできる新しい公共をつくる必要があります。

第二に、「豊かな地域資源を生かしきる」ということです。本市では、先人から受け継がれてきた素晴らしい財産を地域の誇りとして守り、各地でさまざまな取組が行われてきました。しかし私たちは、あまりに身近なところに豊かな地域資源が存在しているがゆえに、その価値を意識したり、感謝をしたり、磨きをかけたり、さらにはより豊かにして次世代へと手渡す努力をしたりすることが十分であったか考える必要があります。私たちの足元には、産業、文化、自然、まちなみ、市民活動、郷土愛、人を思いやる心など可能性に満ちた多様な資源があります。それらを徹底して形にすることで、私たちは未来への希望

※1 命題
課せられた(自らに課した)
問題。

と活力を手にすることができます。そして、人と人、人と地域資源、あるいは地域資源同士が連携することで新たな小田原の価値を生み出し、地域の発展へとつながっていきます。

第三は、「未来に向かって持続可能である」ということです。私たちがつくり上げる地域の営みが、自然環境を損ねることなく、むしろ健やかに守り育てながら続いていく。また、私たちの経済活動が、小田原が有するさまざまな資源をより豊かに育て、人や技を育みながら循環していく。そして、私たちのいのちと暮らしを支えるさまざまな活動が、その担い手をしっかり育て、つながりや支えあいにより確かに受け継がれていく。このような、環境面、経済面、社会面での持続可能性があってこそ、より豊かに成長しながら受け継がれていく地域の営みとなります。

4 実現する将来都市像

新しい小田原への3つの命題に取り組むことで、市民生活に関わる身近な課題の解決が進むとともに、これまで眠っていた多彩な地域資源が花開き、地域の魅力と活力が高まります。これによって、市民のなかに安心が生まれ、小田原に対する自信や誇り、そして希望が育ちます。

私たちが描く未来の小田原は、市民一人ひとりのいのちが大切にされ、生きる喜びを実感しながら地域社会で暮らし続けることができる市民自治のまち^(※1)です。

私たちは、歴史の連なりのなかで先人が培い、磨き上げてきた小田原固有の文化やものづくりの技術をしっかりと受け継ぎ、次代へと継承していきます。また、地域に根ざした産業の振興を図り、新たな価値を創造することで、地域経済に希望と活力があふれます。

自然、歴史、都市機能が調和した豊かな生活基盤を整えることで、快適で利便性の高い暮らしや経済活動が営まれます。

そして、活気に満ちた住みよいまちで市民が主役となっていきいきと暮らしていることは、来訪者にとっても大きな魅力となり、交流人口が拡大し、さらには定住人口の増加へとつながることが期待できます。

わが国が人口減少社会に入ったなか、住みよい・訪れてよいまちづくりを進めることにより、20万都市を堅持することを目標に掲げます。そして、市民の力・地域の力を核とした新しい公共により、小田原の豊かな地域資源を十全に生かしながら、持続可能なまちづくりを進め、「市民の力で未来を拓く希望のまち」をつくります。

※1 市民自治のまち
より豊かに暮らすための地域の営みを、市民の力・地域の力が土台となってつくり上げているまち。

5 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、4つのまちづくりの目標を定め、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。

(1)いのちを大切にす小田原

地域での支えあいを大切に育て、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉と医療が連携した包括的なケア体制をつくることにより、生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指します。また、子どもを産み育てる環境をしっかりと整え、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

(2)希望と活力あふれる小田原

恵まれた自然環境を生かした農林水産業や、優れた技術を誇るものづくり産業を地域全体で支え、歴史と文化のなかで育まれた多様かつ活発な市民活動を支援します。そうした営みが形づく魅力を市内外に発信することで、多くの交流人口を獲得するとともに、地域に根ざした経済が循環する活気に満ちたまちを目指します。

(3)豊かな生活基盤のある小田原

市民生活を豊かに包む小田原の自然を守り育てることにより、生活環境に潤いと安らぎのあふれるまちを目指します。また、交通の結節点、観光振興の拠点、県西地域の商業拠点、神奈川県西の玄関口としての都市機能と利便性を高めるとともに、歴史的景観に配慮した風格のあるまちを目指します。

(4)市民が主役の小田原

市民の基礎生活圏^(※2)である地域コミュニティを基本として、地域の課題を地域自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成していきます。そして、市民と行政との信頼関係に基づいた協働型のまちづくりや地域運営、開かれた行財政運営を進めることで、市民の考えや願いがしっかりと市政運営に反映されるまちを目指します。

※2 基礎生活圏
住民が日常生活を営んでいる範囲。

第2章 まちづくりの目標と政策の方向

1 いのちを大切にす小田原

(1)福祉・医療

福祉施設や医療機関などの包括的なネットワークを構築し、地域医療や地域福祉を充実させることにより、市民が優しさに支えられながら元気で暮らせるまちをつくります。

(2)暮らしと防災・防犯

地震や火災などに強い安心して暮らせるまちをつくります。また、地域のつながりにより、災害時の被害が軽減されるとともに、犯罪が未然に防止され、安全に安心して暮らせるまちをつくります。

(3)子育て・教育

子育てに関するネットワークづくりや相談体制の強化など、子育て家庭を支援するための取組をいっそう充実させます。また、子どもたちが心豊かに学ぶことができる教育環境を整えます。そして、地域が一体となって子育てに関わることで、安心して子どもを産み育てることができるまちをつくります。

2 希望と活力あふれる小田原

(1)地域経済

温暖な気候、肥よくな大地、豊かな水資源の恵みを生かした農林水産業の振興を図ります。また、歴史・文化の蓄積による特色ある資源や優れたものづくりの技術、さらには交通至便性の高い立地条件などを最大限に生かした産業振興を図り、多くの人を訪れる活力あるまちをつくります。

(2)歴史・文化

歴史や風土に培われながら継承されてきた史跡や伝統行事など多彩な歴史文化資産を小田原の貴重な財産として未来に引き継ぎます。また、郷土への愛着や誇りを育む市民の創造的な文化活動が活発化することで、さまざまな交流が生まれるまちをつくります。

3 豊かな生活基盤のある小田原

(1) 自然環境

暮らしに潤いと安らぎを与えてくれる豊かな自然環境を生活のなかで守り育てることにより、自然環境と人の営みが共生するまちをつくります。

(2) 都市基盤

さまざまな交流を生み出し、産業が活性化するための都市基盤を整え、魅力的な都市空間を形成します。また、既存インフラを有効活用するとともに、市民生活を支えるライフラインを維持・強化することにより良好な市街地整備を進め、住む人にとっても、訪れる人にとっても快適で機能的なまちをつくります。

4 市民が主役の小田原

(1) 市民自治・地域経営

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気運を高め、市民と行政とが情報を共有しながらそれぞれの役割に応じた取組を進めることで、市民の力や地域の力が十分発揮できる質の高いまち^(※1)をつくります。

※1 質の高いまち
住んでいて心が豊かになり、いつまでも住み続けたいと思えるまち。(⇔行政サービスなどの量的豊かさ)。

基本計画

序章	36
第1章	重点テーマと取組の方向性	37
第2章	施策の展開	42

序章

1 計画の目的

後期基本計画は、基本構想で示した本市の将来都市像を実現するため、基本理念を踏まえてまちづくりの目標と政策の方向に基づき、基本構想期間の後期分となる6年間で行う施策を体系的に整理し、方向性を示すものです。

2 計画の構成

後期基本計画は、重点テーマと取組の方向性、施策及び詳細施策により構成し、各種の個別計画との連動を図ります。

3 計画期間

基本構想の後期分となる6年間の計画とするもので、計画期間は平成29年度(2017年度)から平成34年度(2022年度)までとします。

第1章 重点テーマと取組の方向性

重点テーマと取組の方向性では、「いのちを大切にする小田原」「希望と活力あふれる小田原」「豊かな生活基盤のある小田原」「市民が主役の小田原」という4つのまちづくりの目標のもと、計画の視座で示した、直面する当座の課題解決にとどまらない、持続可能な地域社会モデルを実現するために、9つの重点テーマと取組の方向性を示します。その取組については、庁内部局の横断的な取組や市民・民間との連携により進めていくものを位置付け、後期基本計画の推進を図ります。

1 豊かな自然や環境の保全・充実

暮らし・子育て・地域経済・エネルギーなどのさまざまな営みにおいて、最も基礎的な社会共通資本である豊かな自然と環境を、しっかりと保全し磨き上げ、より豊かな状態で次世代へと受け継ぐため、多様な主体が連携してのさまざまな取組を強化し、「いのちを守り育てる地域自給圏」を引き続き目指します。

【主な取組】

- 森里川海がひとつらなりの特徴を生かした、多様な主体の連携による自然環境の保全と再生
- エネルギーの地域自給に向けた取組の推進
- いのちを支える食の生産基盤の強化



2 課題を解決し、未来を拓く人づくり

問題解決能力の高い地域を共に創っていくには、子どもからシニアまでのさまざまな世代の人たちが、これまで以上に知恵を絞り、力を発揮し、相互に連携しながら、役割を果たしていく必要があります。さまざまな取組を通じ、次代を担う人づくり・「人への投資」を進めます。

【主な取組】

- 地域資源を生かしたさまざまな世代の学びの場づくり
- 創業者の発掘・育成・支援の一元的な展開の促進
- プロダクティブ・エイジングの推進



3 地域コミュニティモデルの進化

26地区自治会連合会で進められてきた地域まちづくりの成果を礎とし、先進事例にも学びつつ、地域コミュニティとして取り組むべき課題領域、備えるべき機能、果たしうる役割、必要な体制、財源、拠点、行政との連携などについて、目指すべき地域コミュニティ像への歩みを更に進めます。

【主な取組】

- 目指すべき地域コミュニティ像の確立に向けた取組の推進
- 子どもの多様な居場所の連携と進化



4 いのちを育て・守り・支える

妊産婦の健康づくり、分娩施設や小児医療の確保・充実、待機児童対策、各種子育て支援、子どもの体力増進、スポーツや食育を通じた健康づくり、障がい者へのサポート、かかりつけ医から高度急性期医療までの充実、地域で安心して暮らせるケアの体制づくりなど、目指すべき地域社会モデルの中軸となる「いのちを育て・守り・支える」体制の更なる強化に取り組みます。

【主な取組】

- 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制の整備
- 未病を改善する取組と連携した市民の健康増進活動(運動・食)の促進
- 地域包括ケア体制づくりとケアタウン構想の推進



5 「分かち合いの社会」の創造

課題山積の時代を乗り越えて行くには、まちづくりを共に進める喜びや楽しみ、苦労や負担も皆で共有し担い合う「分かち合いの社会」を築くことが不可欠です。これまで育ててきたさまざまな「協働」をより一層充実させ担い手を幅広く育てるとともに、公共サービスの維持や充実に係る「受益と負担」の適正なあり方を見出し、市全体としての持続可能性の確保を目指します。

【主な取組】

- 行財政改革の推進
- 「分かち合いの社会」づくりの検討とその展開



6 「観光」による地域経済活性化

歴史・自然・文化・産業などの豊富な地域資源、交通の至便性など、小田原のもつ豊かな可能性や価値を、「観光」の切り口から改めて具体化し、多くのお客様を迎えることのできるまちづくりと、その推進体制の整備に集中的に取り組めます。それにより、小田原の魅力の発信強化、交流人口の大幅増加、消費の裾野拡大、定住人口の獲得へと繋げ、地域経済全体の活性化を進めます。

【主な取組】

- 観光戦略ビジョンに基づく観光まちづくりの推進
- 観光分野との連携などによる農林水産業・ものづくりの振興
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機とした活性化(経済・文化・スポーツ)
- しごとと暮らし(住まい)をつないだ定住促進



7 重要なまちづくり案件の適切な実現

規模の大きな土地利用・再開発・施設整備などの案件について、全市のなまちづくりの方針との整合性や財政負担に配慮した上で、地域経済活性化や市民便益向上、まちの魅力向上に繋がるとともに、民間の力が最大限発揮されるよう、調整と推進を行います。

【主な取組】

- 小田原駅・小田原城周辺のまちづくりの推進
- まちなかのにぎわい創出や回遊性向上に向けた街並みづくりの推進



8 インフラ・公共施設の維持と再配置

老朽化の進む上下水道・道路・橋りょうなどの社会インフラは、各種計画に基づき着実に修繕・更新を進め、市民生活の基盤を維持します。また、斎場とごみ焼却施設の更新や改修に取り掛かるほか、市立病院や水産市場なども建て替えを視野に検討を進めます。学校などの教育施設、老朽化した各支所や消防署所についても、維持修繕や再配置などの構想づくりや整備を進めます。

【主な取組】

- 上下水道・道路・橋りょう等社会インフラの着実な修繕・更新
- 公共施設再編に向けた計画策定と老朽化施設の長寿命化の取組の推進



9 基礎自治体としてのあり方の見極め

県西地域2市8町において中心的な役割を担ってきた小田原市と南足柄市の協同で、中心市の機能強化に向け、合併や中核市移行について協議を進めるほか、広域連携の更なる強化に向け、検討を行います。それにより、この地域圏の未来を担いうる権能を備えた基礎自治体への進化を目指します。

【主な取組】

- 小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会による合併や広域連携制度の検討・協議



第2章 施策の展開

まちづくりの目標 **いのちを大切にする小田原**

政策分野〔福祉・医療〕

施策	詳細施策
1 地域福祉の推進	1 ケアタウン構想の推進 2 地域福祉活動の充実 3 セーフティネットの充実
2 高齢者福祉の充実	1 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進 2 地域における高齢者支援体制の強化 3 保険給付事業の円滑な運営 4 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営
3 障がい者福祉の充実	1 相談の場や情報提供の充実 2 障がい者の権利擁護の推進 3 暮らしを支える福祉サービスの充実 4 就労と社会参加の促進
4 健康づくりの推進	1 保健予防の充実 2 地域ぐるみの健康づくりの支援 3 食育の推進
5 地域医療体制の充実	1 地域医療連携の推進 2 救急医療の充実 3 人材育成の支援 4 広域医療圏としての役割分担や機能連携の推進
6 市立病院の機能拡充と健全経営	1 医師・看護師・医療技術職員の確保 2 高度医療・急性期医療の充実 3 産科・小児科医療の確保と充実 4 経営の効率化 5 病院の再整備の推進

政策分野〔暮らしと防災・防犯〕

施策	詳細施策
7 共生社会の実現	1 人権施策の推進 2 男女共同参画社会の実現 3 平和施策の推進 4 多文化共生の推進
8 災害に強いまちづくり	1 災害時即応体制の強化 2 地域防災力の強化 3 災害被害軽減化の推進 4 危機管理体制の強化
9 消防・救急体制の充実	1 消防組織体制の強化 2 災害対応力の充実と強化 3 火災予防の推進
10 安全・安心の地域づくり	1 地域防犯活動の充実 2 交通安全活動の充実 3 暮らしの相談の充実 4 空家問題の対策

政策分野〔子育て・教育〕

施策	詳細施策
11 子育て環境の充実	1 子育て家庭への支援の充実 2 子育て支援拠点の充実 3 幼児期の教育・保育環境の整備 4 母子保健・医療費助成の充実 5 発達に課題のある子どもへの支援
12 青少年育成の推進	1 スクールコミュニティの形成 2 青少年育成指導者層の形成 3 体験・交流学习の充実 4 若者の自立支援の充実
13 学校教育の充実	1 社会を生き抜く力を育む教育活動の推進 2 小田原の地ならではの教育の推進 3 地域とともにある学校づくりの推進 4 きめ細かな教育体制の強化 5 安全・安心で快適な教育環境の整備

まちづくりの目標 **希望と活力あふれる小田原**

政策分野〔地域経済〕

施策	詳細施策
14 産業振興と就労環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 働きやすい環境づくり 2 中小企業の経営支援 3 起業家の支援 4 多様な企業誘致と操業支援
15 小田原ならではのものづくりの振興	<ol style="list-style-type: none"> 1 伝統的な地場産業の支援と育成 2 高技術・高品質のものづくりのPR促進 3 新たなブランドの育成
16 商業の振興	<ol style="list-style-type: none"> 1 暮らしを支える商店街の再生 2 農林水産業と連動した商業振興 3 中心市街地のにぎわいづくり 4 まちづくりと連動した商業振興
17 観光まちづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光推進体制の強化 2 観光インフラ・コンテンツの充実 3 まち歩き観光の推進 4 外国人来訪者の受入環境の整備 5 小田原城址公園の環境づくり
18 農林業の振興	<ol style="list-style-type: none"> 1 多様な営農形態への支援と担い手の確保 2 生産基盤の強化と農地の維持・保全 3 安全・安心な農作物の安定供給 4 林業・木材産業の振興 5 都市農業の推進
19 水産業の振興	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁港・漁場の整備 2 水産物の高付加価値化と担い手支援 3 魚の消費拡大に向けた流通支援 4 交流による小田原漁港周辺の活性化支援

政策分野〔歴史・文化〕

施策	詳細施策
20 歴史資産の保存と活用	<ol style="list-style-type: none">1 史跡小田原城跡などの整備2 文化財の保存と活用3 博物館構想の推進4 歴史都市としてのまちづくりの推進
21 文化・芸術の振興	<ol style="list-style-type: none">1 市民文化創造の支援2 芸術文化創造拠点の整備3 小田原ゆかりの文化の保存と活用4 文化交流の推進
22 生涯学習の振興	<ol style="list-style-type: none">1 多様な学習の機会と情報の提供2 郷土についての学びの推進3 学んだ成果を生かす環境づくり4 図書館の機能と役割の充実
23 生涯スポーツの振興	<ol style="list-style-type: none">1 身近にスポーツを楽しむ暮らしの実現2 地域でのスポーツ活動の支援3 スポーツ活動を支える環境づくり

まちづくりの目標 **豊かな生活基盤のある小田原**

政策分野〔自然環境〕

施策	詳細施策
24 環境再生・保全活動の推進	1 森里川海オールインワンの環境先進都市としての地域ブランドの確立 2 地域の環境再生・保全活動の推進 3 環境学習・環境配慮行動の推進 4 エネルギーの地域自給に向けた取組の推進
25 廃棄物の減量化・資源化の推進	1 ごみの減量化の推進 2 資源化の推進 3 ごみの適正処理
26 良好な生活環境の保全と形成	1 協働による美化の推進 2 良好な衛生環境の保持 3 斎場の整備
27 自然環境の保全と再生	1 森林の再生 2 里山の再生と整備 3 水辺環境の整備促進 4 生態系の維持保全

政策分野〔都市基盤〕

施策	詳細施策
28 快適で魅力ある生活空間づくり	1 計画的な土地利用の推進 2 景観形成の促進 3 小田原駅・小田原城周辺のまちづくり 4 快適に暮らせる住環境の形成 5 緑化の推進と公園の整備・管理
29 安全で円滑な地域交通の充実	1 誰もが移動しやすい交通環境づくり 2 円滑な道路交通の確保 3 安全な生活道路の整備と維持管理
30 安定した水供給と適正な下水処理	1 安心でおいしい水道水の安定供給 2 計画的で効率的な下水道の整備 3 災害対策の推進 4 健全経営の維持

まちづくりの目標 **市民が主役の小田原**

政策分野〔市民自治・地域経営〕

施策	詳細施策
31 協働による地域経営	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民参画の仕組みの拡充 2 地域資源を生かした協働の推進 3 地域コミュニティの強化 4 地域別計画の促進
32 市民活動の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民活動の支援 2 協働事業の実施
33 情報共有の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の発信と提供 2 広聴の充実 3 都市セールスの充実
34 自立した 行財政運営の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 行財政改革の推進 2 公共施設の最適化 3 規律ある財政運営 4 競争事業の今後に向けた検討の本格化 5 地方分権時代に対応した行政機能の強化
35 自ら考えて行動する 職員の育成	<ol style="list-style-type: none"> 1 人材の確保 2 人材の育成 3 人材の活用
36 広域行政の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 県西地域における中心市のあり方の検討 2 県西地域2市8町における広域連携の推進 3 多様な枠組みによる自治体間連携の推進

いのちを大切に する小田原

福祉・医療	50
1 地域福祉の推進	
2 高齢者福祉の充実	
3 障がい者福祉の充実	
4 健康づくりの推進	
5 地域医療体制の充実	
6 市立病院の機能拡充と健全経営	
暮らしと防災・防犯	62
7 共生社会の実現	
8 災害に強いまちづくり	
9 消防・救急体制の充実	
10 安全・安心の地域づくり	
子育て・教育	70
11 子育て環境の充実	
12 青少年育成の推進	
13 学校教育の充実	

1 地域福祉の推進

目指す姿

- 地域での助けあいやセーフティネットに支えられ、誰もがいきいきと安心して暮らしています。

現況と課題

- ・ 公的な福祉サービスは分野ごとに整備されてきましたが、分野を横断して対応を必要とする事例が増加しています。また、少子高齢化や核家族化、人と人とのつながりの希薄化が進むなか、家族や地域の支えあいも脆弱化しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、お互いに支えあう新たな仕組みづくりが必要です。
- ・ 利用者が必要とするサービスを受けるためには、分かりやすい情報提供や身近な相談体制の充実が必要です。すでに専門の相談拠点などが整備されていますが、更に身近な場所で気軽に相談ができるような地域の拠点や機能も求められています。
- ・ 民生委員児童委員^(※1)や社会福祉協議会^(※2)などが中心となり、多様な地域福祉活動が行われていますが、地域での福祉ニーズを受け止め、福祉サービスや関係機関へとつなげる調整機能を持った新たな担い手の育成が必要です。
- ・ 社会保障制度を適正に運用していますが、厳しい経済情勢が続くなか、誰もが安心して暮らしていくためには、セーフティネットの更なる充実が求められています。



ケアタウンの取組



子育てサークルと高齢者の交流の様子



- 制度的な枠組みを越え、地域、行政、事業者、ボランティアなどが連携し、地域全体で支えあうまちケアタウンづくりを進めます。また、安定した暮らしと健康を支える社会保障制度の適正な運用と充実を図ります。

詳細施策

1 ケアタウン構想^(※3)の推進

地域福祉の増進を図るため、高齢者、障がい者、子育て家庭など、支援を必要とする方々に対して、市民、事業者、行政などが一体となって支える仕組みづくりを推進します。

〔関連する詳細施策→31・3 地域コミュニティの強化〕

2 地域福祉活動の充実

ケアタウン構想に基づき、地域福祉活動への参加や、高齢者や障がい者との日常的な交流を通じて、地域福祉の新たな担い手を育成する取組を進めます。また、地域福祉活動の支援を通じて、多様な主体の自立的な活動や支えあいの体制づくりを促します。

3 セーフティネットの充実

年金、医療制度の適正な運営に努めるとともに、生活困窮者の暮らしの安定と自立を支援します。

※1 民生委員児童委員
地域住民の福祉の向上のために、民生委員法に基づいて活動する。民生委員は地域の児童問題を受け持つ児童委員も兼ねている。

※2 社会福祉協議会
地域住民やボランティア、行政機関の協力を得ながら「福祉のまちづくり」を目指した活動を行う民間の社会福祉団体。

※3 ケアタウン構想
「ケアタウン」とは、市民一人ひとりが、共に支えあい、助けあいながら、安心して暮らせるまちのことをいう。高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政などが一体となって支える仕組みを「ケアタウン構想」と呼ぶ。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	ケアタウン推進事業取組地区数	18地区 (平成27年度)	26地区 (平成34年度)
指標②	就労支援事業対象者における就労決定率	43% (平成27年度)	60% (平成34年度)
指標③	生活保護世帯における中学3年生の高等学校進学率	87% (平成27年度)	100% (平成34年度)

2 高齢者福祉の充実

目指す姿

- 生きがいを持った元気な高齢者が地域に活力をもたらしています。介護や支援が必要となった高齢者も、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

現況と課題

- ・ 高齢者人口は増加しており、平成25年に高齢化率^(※1)が25%を超え、市民の4人に1人が高齢者という状況になりました。今後もこの傾向は続き、平成37(2025)年度には、高齢者人口は56,500人に達し、高齢化率が30%を超える見通しです。また、要支援・要介護認定者数も増加が見込まれ、平成37年度には11,800人を超える見通しです。これに伴い、扶助費も一貫して増加傾向にあります。
- ・ 高齢者人口が増える中、自立した高齢者も増えています。これからの高齢者像は、見守り支えられる存在としてだけでなく、活力ある社会を創り出す存在として捉えられており、高齢者が地域社会の中で積極的な役割を果たせるよう、高齢者の豊富な経験や知識を生産的な活動につなげていくことが重要です。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現が求められています。そのためには、医療・介護連携を進めることは不可欠であり、今後は、認知症高齢者や高齢世帯の増加も踏まえ、生活支援サービスを切れ目なく継続的に提供していく必要があります。
- ・ 介護や支援が必要な方に対しては、状態に応じた適切な介護保険サービスを提供できるよう、円滑な運営を図ることが必要です。



セカンドライフ応援セミナー



認知症地域支援推進事業



介護予防事業



- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援します。また、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めます。

詳細施策

1 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進

プロダクティブ・エイジング^(※2)の視点で、高齢者が自らの能力を発揮し、社会の活力を支える存在として、いきいきと活動できるよう、ソフト・ハードの両面から支援します。

2 地域における高齢者支援体制の強化

地域包括支援センター^(※3)を中核機関とし、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進め、認知症をはじめとする要介護高齢者を地域全体で支える体制(地域包括ケアシステム)の強化を図ります。

3 保険給付事業の円滑な運営

高齢者が要介護状態になっても、その有する能力に応じ、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業計画に基づき、保険給付事業を円滑に運営します。

4 介護予防・日常生活支援総合事業^(※4)の円滑な運営

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域の実情や高齢者の状態に応じた介護予防の取組を進めます。また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を図ります。

※1 高齢化率
65歳以上の高齢者の人口が総人口に占める割合。

※2 プロダクティブ・エイジング
生産的・創造的な活動をしながら歳をとること。

※3 地域包括支援センター
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健師または経験のある看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどの専門の職員が高齢者やその家族の相談に応じ、必要なサービスの調整など総合的な支援を行う拠点。

※4 介護予防・日常生活支援総合事業
地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的な支援を図る事業。

※5 アクティブシニア応援ポイント事業
市指定の介護保険施設などでボランティア活動をすると、その活動に対してポイントがつき、翌年度ポイントに応じた商品に交換できる事業。

※6 基準緩和型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業における市独自の訪問型サービスと通所型サービス。身体介護や送迎を行わず、市指定研修修了者が提供することもできる。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	アクティブシニア応援ポイント事業 ^(※5) 年間延べ参加人数	2,407人 (平成27年度)	6,000人 (平成34年度)
指標②	地域ケア会議開催回数	19回 (平成27年度)	73回 (平成34年度)
指標③	基準緩和型サービス ^(※6) 利用者数	0人 (平成27年度)	380人 (平成34年度)

3 障がい者福祉の充実

目指す姿

- 企業や地域社会が障がい者の就労や社会参加を当たり前のこととして受け入れています。
- 障がい者が地域社会の一員として生きがいを持ち、必要とする支援を選択して、安心して暮らしています。

現況と課題

- ・ 本市の障がい者数は、身体、知的、精神のいずれの障がい区分においても増加傾向にあります。また、障がい者本人や家族の高齢化も進んでおり、障がい者を地域で支える体制や仕組みづくりが必要です。
- ・ 障害者差別解消法が施行され、これまで以上に障がい者の個人ごとの特性に応じた対応が必要とされます。また、障がいのある人も、ない人も共に生きる社会こそが当たり前の社会であるというノーマライゼーションの理念を誰もが理解し、行動していくことが重要です。
- ・ 障害福祉サービスの制度は、障がい者自らがサービスを選択し決定する制度となっています。さらに、入所施設などでの生活から、地域での自立した生活を目指す方向に変わってきていることから、障がい者が地域で安定した生活を続けていくためには、安心して、情報を受けたり、相談できる場を充実させることが重要です。
- ・ 障がい者が地域で安心して暮らし続けるためには、住まいの確保や生活を支えるサービスの充実が必要です。また、大規模災害発生時に障がい者の特性に応じた支援ができるよう、その仕組みづくりが必要です。
- ・ 障がい者は就職や就労の継続が困難な場合が多く、適切な訓練の機会やアドバイスの提供、企業などに対しての障がい者雇用の推奨や啓発を行うことが必要です。また、地域活動や文化活動などさまざまな活動への参加などにより、障がい者も地域の一員として生きがいを持つことができるような社会づくりに取り組むことが必要です。



障がい者の就労



市役所での障がい者手作り品販売



障がい者レクリエーション大会



- 障害者差別解消法に係る取組を推進するほか、企業や地域全体にノーマライゼーションの理念を啓発します。また、障がい者の暮らしを支えるサービスや支援を実施するとともに、就労や社会参加の促進など障がい者を地域で支える環境を整えます。

詳細施策

1 相談の場や情報提供の充実

障がい者の地域での自立した生活を支える身近な相談の場や情報提供の充実を図ります。

2 障がい者の権利擁護の推進

障害者差別解消法に係る取組を推進するほか、障がいの特性や心のバリアフリー^(※1)の啓発を行います。特に、子どもの段階から障がいは特別なものではないという意識づくりを進めます。

3 暮らしを支える福祉サービスの充実

障がい者の住まいの確保や暮らしを支えるサービスの充実を図ります。また、地域全体で障がい者を支える体制や仕組みづくりを進めます。

4 就労と社会参加の促進

地域の事業所や各種団体と連携し、障がい者の職場実習や就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者の社会参加が進むよう支援します。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	障がい者就業・生活支援センターを通じて一般就労した人数	31人 (平成27年度)	40人 (平成34年度)
指標②	障がい者事業所などへの発注額	1,563,239円 (平成27年度)	3,000,000円 (平成34年度)

※1 心のバリアフリー
障がいや障がい者に対する知識不足や偏見、誤解などの心の障壁(バリア)を解消していくこと。

4 健康づくりの推進

目指す姿

- 市民一人ひとりが、健康への自覚と認識を深め、生涯にわたって元気に暮らしています。

現況と課題

- ・ 近年の心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の増加を受け、平成20年度から特定健診・特定保健指導^(※1)が始まりましたが、この受診率を上げる取組が必要です。また、がんによる死亡者数は増加傾向にあり、がん検診の受診率を上げる取組も必要です。
- ・ 社会経済情勢の変化に伴い、自殺者やうつ症状の人が増加していることから、地域が一丸となっていのちを守るための取組を充実させていくことが必要です。
- ・ 近年、食の安全・安心や生活習慣病の未然防止など、食への関心が高まっています。健康づくりを進めるためには、望ましい食生活や適度な運動習慣を身につけるなど個人の努力が重要です。あわせて、食育^(※2)の推進や地域ぐるみの健康づくりが求められています。
- ・ 高齢化に伴い、医療費が一貫して増加傾向にあります。市民一人ひとりが、生活習慣病などの予防のための行動ができるよう、健康づくりに関する知識を習得する機会の充実や情報の周知が必要です。



生活習慣病の予防



地域での健康相談



小学校での食育活動



- 自分の健康は自分で守るとい健康意識を高め、市民一人ひとりの心身の健康づくりを支援します。また、生涯を通じた総合的な保健・疾病予防対策を進めます。

詳細施策

1 保健予防の充実

健康教育や個別相談を通じて、市民一人ひとりの心身の健康づくりを支援します。また、生活習慣病などの早期発見と早期指導に向け、特定健診・特定保健指導やがん検診の受診を促します。さらに、さまざまな感染症の知識の普及啓発に努めるとともに、予防接種を推進します。

2 地域ぐるみの健康づくりの支援

地域ぐるみの健康づくりを支援します。また、健康づくりに関する情報を広く提供し、市民の健康意識の向上を促します。

〔関連する詳細施策→23・2 地域でのスポーツ活動の支援〕

3 食育の推進

家庭や地域、学校などにおいて、ライフステージ^(※3)に応じた「食」に関する正しい知識や判断力を身につけ、健全な食生活を実践し、健康増進を図る取組を進めます。

※1 特定健診・特定保健指導

40～74歳の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として行うメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診と、その受診結果が一定の基準に該当する方に対して生活習慣を見直すように行う支援のこと。

※2 食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※3 ライフステージ

乳幼児期、学童・思春期、青年期、壮年期、高齢期。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	大腸がん検診受診率	27.2% (平成27年度)	50% (平成34年度)
指標②	脳血管疾患死亡率(人口10万対)	市100.4 全国91.1 (平成26年度)	目標年の国レベル まで低下させる
指標③	栄養のバランスを考えて食事をする市民の割合	34.1% (平成28年度)	75% (平成34年度)

5 地域医療体制の充実

目指す姿

- 市民がかかりつけ医を持ち、医療機関の適正な利用が図られています。
- 医療ニーズに応じて、誰もがいつでも適切な医療を受けることができます。

現況と課題

- ・ 高齢化や核家族化、あるいはライフスタイルの変化に伴い、夜間受診の増加や軽症患者であっても大きな病院へと集中する傾向があり、休日・夜間急患診療所や広域二次病院群輪番制^(※1)当番病院における医師の負担が増大しています。
- ・ 救急医療を安定的に維持するため、また、安心して在宅医療が受けられるためには、かかりつけ医を普及させ、かかりつけ医と専門的な機能を持つ病院との役割分担と連携を進める必要があります。
- ・ 初期救急医療は休日・夜間急患診療所が対応し、二次救急医療は広域二次病院群輪番制により対応しています。三次救急医療は、市立病院救命救急センターが東海大学医学部附属病院高度救命救急センターと連携して対応しています。また、救急車による搬送が困難な場合はドクターヘリにより搬送しています。
- ・ 高齢者のみの世帯の増加や診療報酬体系^(※2)下における入院期間の短期化などにより、在宅医療のニーズはますます増大すると予測されます。



休日・夜間急患診療所としての保健センター



○ 医療機関の役割分担と連携を進めるとともに、医療に携わる人材の育成を支援し、地域医療体制の充実を図ります。

詳細施策

1 地域医療連携の推進

医療機関の役割分担と連携を進め、市民が身近な地域で安心して医療を受けられるよう地域医療連携を進めます。また、医療や疾病に関する情報提供や医療相談窓口機能の充実を図るとともに、かかりつけ医の普及に努め、適正な受診を促します。

2 救急医療の充実

休日・夜間急患診療所による初期救急医療の提供や、広域二次病院群輪番制を維持するとともに、市立病院による急性期医療^(※3)と後方支援体制^(※4)との連携を図り、救急医療を充実させます。

3 人材育成の支援

保健・医療・福祉ニーズの多様化、高度化に対応するため、地域医療サービスを担う質の高い看護職などの育成を支援します。

4 広域医療圏^(※5)としての役割分担や機能連携の推進

地域医療を広域で支えることで、良質かつ適切な医療が安定して提供できる仕組みについて検討します。

※1 広域二次病院群輪番制
休日・夜間の入院や手術を要する救急患者の治療のため、県西地域2市8町区域内の10病院のうち、内科系・外科系各1病院が輪番で対応している。

※2 診療報酬体系
保険診療を行う医療機関や薬局が、医療保険から受け取る治療費などを診療報酬という。保険診療の範囲、内容や個々の診療行為の価格は点数で定められている。

※3 急性期医療
病気や外傷などの発症から、症状がある程度緩和する段階までに提供される医療。

※4 後方支援体制
急性期を過ぎた入院患者の受け入れ先となる病院や介護保険施設、在宅医療。

※5 広域医療圏
隣接する複数の地方公共団体が連携して良質かつ適切な医療を提供していくための圏域。県西地域では2市8町がその区域。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	休日・夜間急患診療の受診患者	13,961人 (平成27年度)	15,000人 (平成34年度)
指標②	小田原高等看護専門学校卒業後の市内及び下郡3町就労数	30人 (平成27年度)	32人 (平成34年度)

6 市立病院の機能拡充と健全経営

目指す姿

- 高度で専門的な医療を安定的に提供することで地域医療を支え、市民の安心感を高めています。

現況と課題

- ・ 市立病院は、救命救急センター^(※1)、地域周産期母子医療センター^(※2)、地域がん診療連携拠点病院^(※3)、地域医療支援病院^(※4)などの指定を受け、県西地域における基幹病院として高度で専門的な医療を提供しています。
- ・ 全国的な医師不足などの影響で、一部診療科では休診や診療制限を余儀なくされており、更なる医師の確保が求められています。また、高度医療への取組や患者の高齢化などにより看護師や医療技術職員の充実が求められています。
- ・ 安心して子どもを産み育てられる環境を守るため、産科、小児科の機能の確保や充実が求められています。
- ・ 良質な医療の提供とあわせて経営の改善を図り、効率的で安定した病院経営に取り組むことが必要です。
- ・ 現在の市立病院の建物や設備は老朽化が目立つほか、施設の狭隘化が進んでおり、医療環境の変化や医療ニーズに対応することが困難になりつつあります。今後も、地域の基幹病院にふさわしい医療を提供していくために、施設の再整備が必要です。



小田原市立病院



NICU(新生児集中治療室)での診療



災害時の患者受入れ訓練



○ 県西地域の基幹病院としての急性期医療及び高度医療を充実させます。また、病院の健全経営に努めます。

詳細施策

1 医師・看護師・医療技術職員の確保

医師、看護師、医療技術職員の勤務環境の整備や看護師等奨学金制度の充実、看護学校などとの連携により、高度医療や急性期医療を担う医療スタッフの確保と育成に努めます。

2 高度医療・急性期医療の充実

高度医療・急性期医療を担う基幹病院として救命救急センターや集中治療室を充実させるとともに、地域医療機関との機能分担と連携体制を強化します。また、高度医療機器の更新や導入、施設の整備などにより、高度で良質な医療を提供します。

3 産科・小児科医療の確保と充実

全国的に不足が心配される産科、小児科医師の招へいに努め、安定的な周産期医療を提供します。

4 経営の効率化

院内の情報システムの管理運用を通じて、医療の質や患者サービスの向上を図るとともに、経営の分析・効率化を進めます。

5 病院の再整備の推進

医療環境の変化や医療ニーズに対応して、市立病院に求められる医療を適切に提供していくため、施設の再整備に向けた取組を進めます。

※1 救命救急センター
二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し、高度な医療技術を提供する三次救急医療機関。

※2 地域周産期母子医療センター
産科と小児科などを備え、妊娠、出産期に関わる比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設。

※3 地域がん診療連携拠点病院
質の高いがん診療を全国で等しく実施できるようにするため、地域におけるがん診療の連携・支援を推進する拠点となる病院。

※4 地域医療支援病院
紹介患者に対する医療提供、医療機器などの共同利用の実施、地域の医療従事者の研修などを通じ、かかりつけ医などを支援する機能を備えた病院。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	地域基幹病院としての機能維持	5指定・承認 (平成28年度)	5指定・承認 (平成34年度)
指標②	厚生労働省の救命救急センター 充実段階評価	A評価 (平成28年度)	A評価 (平成34年度)
指標③	経常収支比率	98% (平成27年度)	100% (平成34年度)

7 共生社会の実現

目指す姿

- 誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認めあいながら、共にいきいきと暮らしています。

現況と課題

- ・ 近年、人権問題は、いじめや各種ハラスメント、ドメスティックバイオレンスなど、多様化、複雑化しており、人権教育や啓発に積極的に取り組むことが必要です。
- ・ 性別にとらわれることなく、誰もがその個性と能力が十分に発揮できる社会を目指し、世代を問わず広く意識啓発に取り組むとともに、女性の職業生活における活躍や男性の育児・介護への参画推進といった、ワーク・ライフ・バランスを進める取組が必要です。
- ・ 本市は、美しい地球と人類の輝かしい未来を守り、恒久平和を実現するため、平成5年に小田原市平和都市宣言を行いました。戦争体験者が高齢化する中、今後も戦争の記憶と平和の大切さを次世代に伝え、平和都市宣言の意思をつなげていくことが必要です。
- ・ 地域に住む外国人が、言葉や文化の違いから、日常生活を送る上で支障が生じることはないよう支援を行うとともに、国籍などを問わず、個人としてそれぞれを認め合い尊重し合える社会の実現を目指し、意識啓発などを行っていくことが必要です。



男女共同参画セミナー



平和施策・学校訪問懇談会



通訳・翻訳ボランティア研修



- すべての方が、互いの文化や人権を尊重し、認めあい、共に生きていく平和な地域社会を実現するための取組を進めます。

詳細施策

1 人権施策の推進

多様化、複雑化する人権の課題について正しい理解を深め、互いの人権を尊重しあえるよう意識啓発や人権教育を行います。

2 男女共同参画社会の実現

男女が性別に関わらず自立した個人として尊重され、個人の能力を十分に発揮できる社会を実現する意識づくりと環境づくりを進めます。家庭・地域活動と仕事の両立ができるよう育児・介護の支援体制の充実と環境の整備を図るとともに、女性の就労支援や、男性に対する家庭・地域への参画支援により、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

〔関連する詳細施策→14・1 働きやすい環境づくり〕

3 平和施策の推進

平和都市宣言の理念の実現に向けて、平和施策を進め、市民の平和に対する意識を高めます。

4 多文化共生の推進

外国籍住民及び外国につながる方々が日常の生活を円滑に送れるよう支援を行うとともに、共に地域の一員として暮らしていく社会をつくるため、相互理解を深めます。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	審議会などへの女性参画率	28.1% (平成27年度)	40%以上60%未満 (平成34年度)
指標②	多言語対応している市発行印刷物数	10種類 (平成28年度)	13種類 (平成34年度)

8 災害に強いまちづくり

目指す姿

- 住宅や公共施設の耐震化が進み、災害による被害が最小限に抑えられています。
- あらゆる危機に迅速に対応できるような市民と行政、または市民同士の協力体制が確立されています。

現況と課題

- ・ 本市では、神奈川県西部地震^(※1)をはじめ、東海地震^(※2)や大正型関東地震^(※3)など、大地震による甚大な被害が起こることが想定されています。また、激しい気候変動をもたらす台風や集中豪雨により、洪水や土砂災害の危険性が増しています。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるためには、建築物の耐震化や河川改修、河川管理施設の長寿命化・老朽化対策、急傾斜地の崩壊対策など、災害被害を軽減化する災害予防対策と、関係機関や近隣市町との連携による災害発生時の迅速で的確な災害応急対策が必要です。消防法に違反している事業所などに対して、是正を促すための立入検査の充実と強化が必要です。
- ・ 本市では、自治会ごとに自主防災組織^(※4)があり、防災リーダーが配置されています。地域によっては、防災訓練などの参加者が固定化し、自主防災組織の活動が停滞する傾向が見られるなど、地域における防災力の強化が課題となっています。



防災訓練の様子（三の丸小学校）



防災訓練の様子（久野小学校）



防災訓練の様子（富水小学校）



- 東日本大震災や熊本地震の教訓を生かし、防災関係機関、近隣市町、自主防災組織が共に連携しながら、迅速かつ計画的な危機管理・災害対策を実施し、災害に強いまちづくりを進めます。

詳細施策

1 災害時即応体制の強化

他市町村で発生した災害の対応や社会情勢の変化に応じて、地域防災計画や防災マニュアル^(※5)の見直しを進めます。また、防災情報の受伝達手段の強化、防災資機材の充実を進め、地震や津波、風水害などの災害時に即応できる体制の強化を図ります。

2 地域防災力の強化

地域、学校、事業所、行政など多様な主体が連携し、市民の防災意識向上を図ります。また、発災直後の非常時において顔の見える範囲の住民が自主的に協力して行動できる関係を構築します。さらに、実践的な防災訓練などを通じて自主防災組織などの強化を図ります。

3 災害被害軽減化の推進

地震、津波、台風、集中豪雨などによる被害の軽減化に向け、河川改修や土砂災害対策などを行うとともに、建築物や宅地の耐震化の促進や意識啓発を進めます。また、公共施設や上下水道の耐震化を推進します。

〔関連する詳細施策→30・3 災害対策の推進〕

4 危機管理体制の強化

感染症やテロなどさまざまな危機の発生に迅速に対応できるような組織体制の整備を進めます。また、非常時の相互応援が円滑に進むよう、関係機関などとの連携強化を図ります。

〔関連する詳細施策→21・4 文化交流の推進、36・3 多様な枠組みによる自治体間連携の推進〕

※1 神奈川県西部地震
神奈川県西部を震源とするマグニチュード6.7の地震で、発生の切迫性が指摘されている。

※2 東海地震
駿河トラフを震源とするマグニチュード8.0の地震で、発生の切迫性が指摘されている。

※3 大正型関東地震
相模トラフを震源とするマグニチュード8.2の地震で、約200年から400年の間隔で発生している。

※4 自主防災組織
「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、地域住民が連携し自主的に防災活動を行う組織。

※5 防災マニュアル
地域防災計画に基づき、行政や地域の取組や役割を明らかにし、災害発生への備えや発災後の初動体制を中心に取りまとめたもの。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	耐震改修促進計画に基づく住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率	住宅 84.2% 多数の者が利用する建築物 91.9% (平成27年度)	95%以上 (平成34年度)
指標②	防災訓練参加者数	9,597人 (平成27年度)	15,000人 (平成34年度)

9 消防・救急体制の充実

目指す姿

- 防火や救命などに関する自助・共助の取組により、火災や救急事故などによる被害が軽減されています。

現況と課題

- ・ 少子高齢化の加速化や住民ニーズの多様化、道路など社会基盤整備の進展など、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するためには、迅速で的確な活動が行える総合的な消防・救急体制の構築が求められています。効率的な組織運営を実現するために計画的な人材の確保及び育成が必要です。
- ・ 消防の広域化により、災害への対応力が強化された一方で、管轄区域の拡大により、多様な自然災害発生の可能性が増加したことから、更なる消防体制の強化を図るほか、消防団を含めた関係機関との緊密な連携の確保に努める必要があります。
- ・ 老朽化が著しい消防庁舎や耐震化が未実施の消防庁舎があり、大規模災害時に防災拠点としての機能が果たせない可能性が非常に高いことから早急に対応する必要があります。
- ・ 高齢化の更なる進展や住民意識の変化に伴い、救急需要が増加し続けることが予想され、地域によっては、現場到着時間が遅延し、救命率に影響が出ることが危惧されています。
- ・ 火災予防の効果的な推進のためには、消防機関だけでなく、他の行政機関や事業所、地域、更には住民が、それぞれ自らの責任と役割分担を認識し、相互に協働して総合的な連携を図ることが重要となっています。



消防組織体制の強化



災害対応力の充実と強化



火災予防の推進



- 消防・救急体制を充実します。また、事業者や地域と連携しながら、市民の防火意識の高揚や救命技術の普及を図ります。

詳細施策

1 消防組織体制の強化

消防を取り巻く環境や社会情勢の変化への的確に対応するため、消防署所の再配置などにより消防力を効率・効果的に配置するほか、高度な教育・訓練などにより消防職員の能力を向上させることで消防組織体制の強化を図ります。

2 災害対応力の充実と強化

消防の広域化による管轄区域の拡大や災害の複雑化・多様化、救急需要の大幅な増加などに対応するため、消防車両・装備などの計画的な整備や救急業務の高度化の推進、地域防災の要である消防団の連携などにより災害対応力の充実と強化を図ります。

3 火災予防の推進

事業所での自主防火体制の確立や、一般家庭への防火対策の指導や広報を行うことにより、事業所や市民と協調した火災予防意識の高揚を図ります。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	消防庁舎の耐震化率	73% (平成28年度)	100% (平成34年度)
指標②	配備救急隊数	10隊 (平成28年度)	11隊 (平成34年度)
指標③	住宅用火災警報器の条例適合率	40% (平成28年度)	80% (平成34年度)

10 安全・安心の地域づくり

目指す姿

- 防犯活動や交通安全活動を通じた地域の顔の見える関係づくりが、暮らしの安全・安心を支えています。

現況と課題

- ・ 多数の自治会や地域の見守り隊、また各地区のまちづくり委員会で、地域防犯活動や児童の見守り活動などに取り組んでいます。今後も、地域の特色を生かし、地域で活動する多様な主体と連携しながら防犯や交通安全活動を充実させていくことが必要です。
- ・ 近年、交通事故の発生件数は減少していますが、高齢者や自転車利用者に関する交通事故の割合は、横ばいです。
- ・ 小田原駅周辺の放置自転車の移動台数は全体の約50%を占めています。小田原駅周辺に自転車駐車を整備し、駅利用者への駐輪対策を進めていますが、新規集客施設などへの自転車駐車場の設置を働きかけていくことが必要です。
- ・ 消費者トラブルや日常生活における心配ごとなどが多様化、複雑化してきており、啓発活動による被害の未然防止や、高齢者などを対象とした地域での見守り体制を整え、市民が安心して相談できる環境づくりが必要です。
- ・ 適正な管理がされていない空家の問題は、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしています。今後も空家の増加が想定されることから、その活用を含め対策を講じていくことが必要です。



交通キャンペーン



交通教室



- 多様な主体が連携し、地域の主体的な防犯活動や交通安全活動の充実を図ります。また、暮らしの相談体制の充実により、市民のトラブルや悩みの解決を支援します。

詳細施策

1 地域防犯活動の充実

防犯指導員^(※1)、警察、行政などの連携により、地域の主体的な防犯活動の更なる充実を図ります。また、ホームページやメールマガジンなどでの安全・安心に関する情報発信に努めます。

2 交通安全活動の充実

交通事故の多い高齢者や自転車利用者、児童に重点を置いた交通教室や啓発事業を行います。また、自転車利用者に対する放置防止の指導や啓発も行います。

3 暮らしの相談の充実

消費生活に関する契約のトラブルなどの相談に対して、相談者への助言や事業者とのあっせんなど、問題解決のための支援を行います。また、消費者被害を未然に防止するため、情報提供や啓発活動を行います。市民生活全般に関する相談に対して、専門窓口を案内するなどの助言を行います。

4 空家問題の対策

空家等対策計画を策定し、空家などの適正管理や利活用を促進することにより、地域住民の生活環境の保全を図ります。

(関連する詳細施策→28・4 快適に暮らせる住環境の形成)

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	犯罪認知件数	1,540件 (平成27年)	900件 (平成34年)
指標②	交通事故件数	813件 (平成27年)	740件 (平成34年)
指標③	空家率	3.46% (平成25年)	3.17% (平成30年)

※1 防犯指導員

小田原警察署長などの委嘱を受けて犯罪抑止活動を行い、地域と警察とのパイプ役も担う。各地区自治会連合会に1名。

11 子育て環境の充実

目指す姿

- さまざまなニーズに対応した子育て支援が充実するとともに、子どもたちが地域社会のなかで育まれていることで、地域に笑顔があふれています。

現況と課題

- ・ 少子化や核家族化、人と人とのつながりの希薄化により、家庭や地域における子育て力が低下しており、安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができる環境づくりが必要です。
- ・ 子育て家庭の支援拠点である子育て支援センターは、多くの人に利用されていますが、サービス内容のいっそうの充実を求める声に対応していくことが必要です。また、行動範囲が制限されがちな子育て世帯にとっては身近な地域での支援が重要となることから、子育て世帯も含めたより多くの人に関わる地域の支えあいの仕組みづくりが必要です。
- ・ 乳幼児期については、安定した生育環境の確保が重要であることから、保護者や保育機関だけでなく、地域全体で支えあう環境整備に向けた啓発が必要です。
- ・ 幼児期は次世代を担う子どもたちの人間形成の基礎を培う時期であり、子育て環境の充実が求められます。そして、女性の社会進出や経済情勢などにより保育所への入所希望は増えており、待機児童の解消を図る取組や多様な保育サービスが求められています。
- ・ 安心して子どもを産み、健やかに育てるためには、子どもの発達や育児不安を軽減する支援が重要です。また、子育て世帯の経済的負担の軽減が求められています。



保育園の砂場遊び



子育てひろば



子育て支援フェスティバル



- 妊娠から子育てにいたるさまざまな支援サービスを充実し、家庭や地域社会が共に支えあい、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

詳細施策

1 子育て家庭への支援の充実

地域のなかで孤立しがちな親がお互いに支えあえるよう、子育て団体などと協働して、子育てコミュニティの形成や子育てに関する情報提供の充実を図ります。また、ひとり親家庭などへの自立や就労の支援、児童に関する相談体制の充実など、子育てに困難を抱えている家庭への支援を行います。

2 子育て支援拠点の充実

子育て支援センターの適正な配置と機能の充実を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

3 幼児期の教育・保育環境の整備

保育の受け皿の拡充に努めるなど、引き続き待機児童の解消を図る取組を進めます。また、多様なサービスの充実や施設整備などにより良好な教育・保育の環境づくりを進めます。

4 母子保健・医療費助成の充実

妊娠中から乳幼児期までの一貫した母子保健サービスを提供し、育児支援を行います。また、引き続き中学校卒業までの医療費助成を行うなど、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

5 発達に課題のある子どもへの支援

障がいや発達に課題のある子どもへの専門的なケアと連携した療育を充実します。また、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所給付費などを給付します。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	待機児童数	22人 (平成28年度)	0人 ^(※1) (平成34年度)
指標②	乳幼児健康診査の受診率	92.9% (平成26年度)	95% (平成34年度)
指標③	地域子育てひろば参加者数	11,397人 (平成26年度)	11,500人 (平成34年度)

※1 待機児童数
「子ども・子育て支援事業計画」において、平成31年度に0人を目標にしている。

12 青少年育成の推進

目指す姿

- さまざまな体験などを通して世代を超えた新たなコミュニティが青少年を中心につくられるとともに、地域との関わりのなかで郷土を愛する心が生まれ、健やかにたくましく成長しています。

現況と課題

- ・ 地域コミュニティは、子どもたちの地域の居場所など、子どもたちの人としての学びと健全育成において重要な役割を担う空間であり環境です。
- ・ 少子化や核家族化、ライフスタイルの変化に伴い、家庭の教育力が低下するとともに、人と人とのつながりの希薄化に伴い、地域の教育力も低下するなど、青少年を育てる環境が変化しています。
- ・ 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ連携し、大人たちが青少年の成長過程により多く関わり、地域ぐるみで青少年の成長を支えていくことが必要です。
- ・ 青少年が豊かな人間性を育み、自立心や創造力を養えるよう、日々の暮らしや地域の営みのなかで、自然やさまざまな人と関わりながら多様な体験ができる環境づくりが求められています。
- ・ 不登校やいじめ、非行や暴力、ひきこもりなどにより学校や社会になじめなくなった青少年への相談・支援体制を充実させることが必要です。



スクールコミュニティ（久野地区）



青少年と育成者のつどい（中学生の主張発表）



あれこれ体験 in 片浦



- 地域が一体となって青少年育成活動の充実やそれを支える人づくりに取り組み、健やかでたくましい青少年を育てていきます。

詳細施策

1 スクールコミュニティ^(※1)の形成

地域で子どもたちが安心して集い活動できる居場所をはじめ、放課後児童クラブや放課後子ども教室など、家庭、学校、地域、行政が連携し、子どもたちの豊かな育ちの空間を形成し地域ぐるみで成長を支えます。

〔関連する詳細施策→13・3 地域とともにある学校づくりの推進〕

2 青少年育成指導者層の形成

地域の担い手でもある青少年リーダー^(※2)や指導者を養成するとともに、成長した子どもが担い手となる循環を支援します。また、青少年育成団体の活動を支援します。

3 体験・交流学习の充実

豊かな自然をはじめとしたさまざまな地域資源を活用しながら、学校や地域が連携した体験・交流学习の機会を提供します。

4 若者の自立支援の充実

不登校や引きこもり、ニート、非行など社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える若者が自立できるよう、きめ細かな相談・指導体制の充実を図るなど、関係機関と連携したさまざまな支援を行います。

※1 スクールコミュニティ
主に小学校区において、地域の多くの人々が協力し、居場所づくりや情報の共有を通して、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てていく取組。

※2 青少年リーダー
小・中・高校生の、学校や学年を越えた交流や社会とのふれあいの場を提供し、青少年と社会のパイプ役となる人。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	地域の見守り拠点づくり実施地区数	4地区 (平成26年度)	25地区 (平成34年度)
指標②	放課後児童クラブの待機児童数	12人 (平成27年度当初)	0人 (平成34年度)

13 学校教育の充実

目指す姿

- 変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身につけた子どもたちが、それぞれの未来を拓くために、たくましく生きています。

現況と課題

- ・ 子どもたちの「生き抜く力」を育むためには、豊かな心、健やかな体、確かな学力をバランスよく育てることが必要です。
- ・ 核家族化や少子化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、人と人とのつながりの希薄化が懸念されます。子どもたちは学校や家庭、地域のなかでさまざまな人から多くのことを学びながら成長しており、各学校がそれぞれの特性を生かし、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てていく仕組みを整えることが必要です。
- ・ 学校施設の老朽化、ICT環境の進展など新たな教育ニーズへの対応、地域コミュニティの拠点としての役割を視野に入れた教育環境の整備が必要です。
- ・ いじめや不登校などのさまざまな課題の解決を図るには、教職員が自らの力を伸ばすとともに、子どもたち一人ひとりを大切にした、きめ細かな教育を進めることが必要です。



体力づくりに取り組む子どもたち



放課後子ども教室（たけのこほり）



放課後子ども教室（自主学习）



- 生きる土台としての「確かな学力」、さまざまな人との関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」の育成に努めます。

詳細施策

1 社会を生き抜く力を育む教育活動の推進

主体的・対話的で深い学びの充実により確かな学力を身につけるとともに、自ら考え判断し、表現する力を育みます。また、いのちを尊重し、思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むとともに、健康づくりや体力づくりを進め、たくましく社会を生き抜く力を育む教育活動を推進します。

2 小田原の地ならではの教育の推進

人や地域が持つ多様性を認め、伸ばし、生かしていくことを大切にし、豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に生かし、小田原の地ならではの教育を推進します。

3 地域とともにある学校づくりの推進

学校・家庭・地域が抱える課題を地域ぐるみで解決し、質の高い学校教育を実現するため、コミュニティ・スクールによる学校運営を拡大します。

〔関連する詳細施策→12・1 スクールコミュニティの形成〕

4 きめ細かな教育体制の強化

人それぞれがもつ個性や多様性を認め、インクルーシブ教育^(※1)の実現を目指し、児童生徒それぞれの教育ニーズに対応し、自立と社会参加を見据えながら、最適な指導を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。また、幼稚園、保育所、小学校、中学校の一層の連携を進めます。

5 安全・安心で快適な教育環境の整備

誰もが安全・安心で快適な環境の中で学ぶことができるよう、給食施設を含む学校施設の長寿命化を図るとともに、老朽化や新たな教育ニーズへの対応が求められる施設の整備と充実に努めます。また、校庭・園庭の芝生化についても引き続き取り組みます。

〔関連する詳細施策→34・2 公共施設の最適化〕

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	国語や算数・数学の授業がわからないと感じている児童生徒の割合	国語21% 算数・数学23% (平成27年度)	国語10% 算数・数学11% (平成34年度)
指標②	不登校児童生徒の出現率	小学校0.78% 中学校3.16% (平成27年度)	小学校0.42% 中学校2.83% (平成34年度)
指標③	新体力テストの総合評価が下位層（D・E層）の児童生徒の割合	小学校35% 中学校27% (平成27年度)	小学校27% 中学校21% (平成34年度)

※1 インクルーシブ教育
支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び共に育つ教育。

希望と活力あふれる小田原

地域経済 …………… 78

14 産業振興と就労環境の整備

15 小田原ならではのものづくりの振興

16 商業の振興

17 観光まちづくりの推進

18 農林業の振興

19 水産業の振興

歴史・文化 …………… 90

20 歴史資産の保存と活用

21 文化・芸術の振興

22 生涯学習の振興

23 生涯スポーツの振興

14 産業振興と就労環境の整備

目指す姿

- 企業は安定した経営環境を市内で構築しており、働き手は仕事と生活が調和した暮らしをしています。

現況と課題

- ・ 景気の緩やかな回復基調を背景に、雇用情勢にも持ち直しの動きが見られるものの、事業所数の減少、労働者の雇用不安、人口の減少・流出など、就労環境は依然として厳しい状況にあり、働く意欲のある方の働く場の確保と働きやすい環境づくりが求められています。
- ・ 地域経済の根幹である中小企業が、経営環境の変化に対応した商品やサービスを提供し続けていくためには、経営基盤の強化と経営の安定化を支援するとともに、魅力ある企業活動の創出を進めていくことが必要です。
- ・ 新たな価値を創出する企業の進出を促すことで地域産業との相乗効果を生み出し、企業誘致効果の最大化を図ることが求められています。また、市内では近年、工場の閉鎖が相次いでいることから、既存企業との連携を進め、質の高い産業基盤づくりを進めることで操業環境の安定化を図ることが必要です。



企業研修生



漁業相談ブース



- 産業の活性化に向けた支援を行うとともに、働きやすい環境づくりを進めます。

詳細施策

1 働きやすい環境づくり

労働関係機関と連携し、若年求職者と市内企業のマッチングなど、働く意欲のある人の雇用機会の拡大を図ります。また、勤労者にとって働きやすい環境づくりを図るとともに、勤労者の生活の安定と向上を支援します。

〔関連する詳細施策→7・2 男女共同参画社会の実現〕

2 中小企業の経営支援

関係機関との連携のもと、中小企業への融資制度など経営支援の充実を図り、経営環境の変化に対応した事業展開を支援します。

3 起業家の支援

産業関連団体と連携し、起業に意欲的な人材の育成や発掘を進めるとともに、地域密着性の高い起業家や新分野への事業進出などを支援します。

4 多様な企業誘致と操業支援

豊かな自然環境や市場への近接性、都心へのアクセス、既存企業の技術力など小田原の強みを発信し、新たな価値を創出する産業の集積を図ります。また、情報交換やニーズ把握、協力体制の構築など、既存企業と多様な主体との連携を強化し、質の高い産業基盤を整備することで操業環境の安定化を支援します。工場跡地については、都市計画マスタープランなどの関連計画に基づく土地利用方針に沿った利活用が図られるよう支援します。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	「創業支援事業計画」に伴う市内での創業件数（6年間の件数）	新規の事業（平成28年度）	228件（平成34年度）
指標②	「企業誘致推進条例」に基づく市内企業拡大再投資件数および市外からの新規立地件数（延数）	0件（平成27年）	6件（平成34年）

15 小田原ならではのものづくりの振興

目指す姿

- 小田原固有のものづくりに支えられたなりわい^(※1)が継承され、そこから生み出される製品などに市民が愛着と誇りを持っています。

現況と課題

- ・ 小田原には地域資源の活用により育まれた木製品、水産練製品、漬物、塩干など多くの地場産業が根づいています。これらは、江戸時代の人々の交流を通して集積、発展してきた経緯があり、まちの歴史や文化を象徴する多彩な産業群を形成しています。
- ・ 地場産業を形成する個々の事業所は、規模が小さく、単独での後継者の確保、人材育成、新たな市場開拓などの取組を行うことが困難な状況にあります。また、地場製品の生産額も低迷を続けています。一方で、若手木製品グループによる活動も活発になるなど、新たな担い手の活躍も生まれています。
- ・ 地域固有の魅力ある伝統産業は、代々その技術と文化を受け継いできており、未来に継承していくことが重要です。しかし、そのためには生活者に受け入れられる新商品の開発など需要拡大の取組が必要です。



奇木細工



小田原鋳物



- 伝統的な地場産業の匠の技を継承していくとともに、優れたものづくり技術の情報発信や農商工連携によるブランド化の推進などを通じて、小田原固有のものづくりの付加価値を高めていきます。

詳細施策

1 伝統的な地場産業の支援と育成

伝統的な地場産業に関するものづくり技術の活用・継承の取組や新たな担い手の確保・育成を支援します。また、大都市圏での物産展や見本市を効果的に活用して需要の拡大を目指します。

2 高技術・高品質のものづくりのPR促進

小田原の優れたものづくり技術や高品質の商品を、さまざまな機会や媒体を通じて内外に広く紹介します。また、交流や連携の場づくりを通して、事業分野や取引先の拡大、あるいは新たなコラボレーションを創発します。

3 新たなブランドの育成

農商工連携などの異業種間の交流を推進し、小田原の持つ自然、歴史、文化から生み出される工芸品や加工品、農林水産品などを包括したブランドとしてPRすることでブランド力の向上を目指します。

〔関連する詳細施策→17・2観光インフラ・コンテンツの充実〕

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	小田原セレクション事業における選定品の売上伸び率(売上額の平均値)	10% (平成26年度)	10% (平成34年度)
指標②	地場産業PR支援事業・イベントなどの来場者・受講者数	389,875人 (平成26年度)	390,000人 (平成34年度)
指標③	小田原地方木製品製造業実態調査報告書における生産額	2,710百万円 (平成26年度)	2,710百万円 (平成34年度)

※1 なりわい

自然環境や歴史との密接な結びつきのうえに成り立ち、地域の生活文化を特徴づける地場の産業。かまぼこ、ひもの、塩辛、漆器、梅干、和菓子、寄木、木象らんなど。

16 商業の振興

目指す姿

- 商店街が地域コミュニティの核として機能し、超高齢社会における安全安心なまちづくりに寄与しています。
- 中心市街地の商店街をはじめ、市内には多くの市民や来訪者が行き交い、それぞれの地域で生活に根付いた商業圏が形成されています。

現況と課題

- ・ 地域コミュニティに根ざした事業者は、さまざまな地域活動の担い手でもあります。また、商店街は希薄しつつある地域内でのコミュニケーションを支える貴重な拠点であり、地域の安全と安心を支える役回りも担うなど、地域にとって重要な機能を求められています。そのため、地域コミュニティの核として成り立つような支援が必要です。
- ・ 本市の商業は、消費拠点が、近年、小田原駅周辺から郊外の大型店へシフトしていますが、中心市街地が土地利用方針に沿って、かつてのにぎわいを取り戻し、さらには市内全域で地域コミュニティに根ざした事業者が、活力ある商業圏を形成していくことが必要です。
- ・ 消費ニーズや流通の多様化、後継者不足などを背景に小規模商店が減少するなど、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しています。そうしたなかであっても、超高齢社会を迎え、徒歩生活圏における商業機能を持続的に確保していくことが必要です。
- ・ 中心市街地は、商業機能が停滞しており、歴史、文化、なりわいなどの地域資源と小田原駅という立地を最大限生かして、にぎわいの創出と街なかへの回遊を促し、商業の活性化へつなげる必要があります。



中心市街地の様子



小田原地下街「ハルネ小田原」



- 消費者ニーズに柔軟に対応する力をさまざまな主体が共に育み、交流やにぎわい創出の取組を通じて、暮らしを支える商業の再生を支援していきます。

詳細施策

1 暮らしを支える商店街の再生

超高齢社会^(※1)の進展を見据え、地域コミュニティ機能を強化するなど商店街活性化に向けた特色ある主体的な取組の支援や、商店会の組織力・企画力強化への支援など、徒歩生活圏での暮らしを支える商店街づくりを進めます。

2 農林水産業と連動した商業振興

地場農産物や水産品などの取り扱いを推奨し、消費者と地元商業とのつながりづくりを進めます。また、商業者や生産者が連携した取組を支援するなど、地場産品の流通促進や販路拡大を進めます。

3 中心市街地のにぎわいづくり

歴史、文化、なりわいなどの地域資源の魅力を最大限活用し、まちなかの回遊を促進します。また、小田原地下街「ハルネ小田原」の回遊の拠点としての機能を強化するとともに、商業機能としての価値を高め、交流とにぎわいの創出に取り組めます。

〔関連する詳細施策→28・3小田原駅・小田原城周辺のまちづくり〕

4 まちづくりと連動した商業振興

民間再開発などの機を捉え、まちづくりの担い手となる民間事業者と連携するとともに、豊富なノウハウを取り入れ、観光客や市民が行き交う魅力的なまちづくりに取り組めます。また、小田原らしい、回遊性の高い、魅力的な中心市街地を形成し、活気あふれる商業空間づくりを支援します。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	小田原駅周辺流動客数 ^(※2)	56,682人 (平成28年度)	60,000人 (平成34年度)
指標②	商店街活性化アドバイザー派遣制度活用件数	3件 (平成26年度)	6件 (平成34年度)

※1 超高齢社会

一般的に高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされる。

※2 小田原駅周辺流動客数

毎年5月下旬の土曜日を実施している流動客調査に基づく。

17 観光まちづくりの推進

目指す姿

- 小田原の地域資源の魅力や地域の温かいもてなしにふれた多くの来訪客が、何度も小田原を訪れています。

現況と課題

- ・ 小田原駅には5つの鉄道路線が乗り入れるとともに、市内には第一級の観光資源や県西地域の核となる集客施設を有しており、その求心性の高さがまちの魅力になっています。
- ・ モノの豊かさより心の豊かさを大切にするといった人々の価値観の変化に伴い、観光の形態やニーズも多様化しています。観光施設やスポットだけではなく、市民の暮らしぶりやもてなしの心、年中行事や文化、庭先の緑や往来への心遣いなども、これからの観光資源として注目されています。
- ・ 更なる観光誘客を図り、経済の活性化につなげていくためには、従来型の観光資源に加え、新たな切り口や視点で小田原の地域資源を戦略的に情報発信していくことが必要です。また、多くの市民に、小田原を「観光地」であることや、なりわいや歴史・文化が観光資源であることを認識していただくため、小田原の良さを見直す機会づくりや情報発信が求められています。
- ・ 小田原には、小田原城周辺だけではなく、潜在的な観光資源を持つ地域が多くあります。小田原を観光で訪れる人々に、まちなみやなりわい、地域住民との交流を楽しんでいただくため、観光資源の魅力を高めるとともに、回遊の利便性に配慮することが必要です。さらに、地域の幅広い関係者が一体となって、地域の誇れる資源を掘り起こし、多くの人々に訪ね歩いてもらうことが望まれます。
- ・ 国際的な観光地である富士箱根伊豆交流圏の一角をなし、国内屈指の観光拠点を抱える地域として、広域的な連携のもとに、風光明媚な場所や歴史資産、もてなしの心など、外国人来訪客にとって魅力的な要素を生かした誘客活動を更に進めることが必要です。
- ・ 小田原城は、小田原の観光のシンボルであり、多くの来訪客が訪れています。そこで、何度訪れても満足していただけるよう、城址公園やその周辺も含め更に魅力を高めていくことが必要です。



リニューアルした小田原城天守閣



- 小田原市観光戦略ビジョンに基づき、小田原を観光で訪れる人々にとって魅力があり、市民が誇りを持てる地域資源を生かした観光まちづくりを進めます。

詳細施策

1 観光推進体制の強化

地域が一体となり、さまざまな取組を総合的に進めていくため、観光関連団体や市民団体、民間事業者、観光協会、行政など多様な主体が連携・協力し、観光地としての施策づくりや情報発信をはじめ、広域的連携を含めた観光推進体制の強化を図り、総合的な観点からの観光まちづくりを進めます。

2 観光インフラ・コンテンツの充実

多くの来訪者を迎え入れるため、小田原城や北条五代、邸園文化、水産加工品、木製品といった、小田原が持つ歴史・文化・なりわいなどの資源を最大限に活用するとともに、回遊促進につながる各種インフラを整備し、来訪客を惹きつけるような小田原ならではの楽しみ方を提案します。

〔関連する詳細施策→15・3新たなブランドの育成、19・4交流による小田原漁港周辺の活性化支援〕

3 まち歩き観光の推進

市内各所に点在する観光資源をつなぎ、普段、何気ない日常の中で小田原ならではの魅力を再発見できるような観光まちづくりを進めるため、「まち歩き観光」を推進します。小田原が「観光地」であることを市民が再認識し、小田原の良さを見直すきっかけづくりや情報発信に取り組みます。

4 外国人来訪者の受入環境の整備

多くの誘客を見込める外国人来訪者に向けたコンテンツの充実化や Wi-Fi 環境の提供、多言語対応のまち歩きアプリケーションの開発、サインの設置など、外国人来訪者にとって訪れやすい環境を整えます。

5 小田原城址公園の環境づくり

小田原城及び小田原城址公園は、来訪者に歴史・文化や自然などの魅力を楽しんでいただけるよう、史跡と緑の共生に配慮した管理、整備を行うとともに、にぎわいのある交流やいこいの場としての活用を図ります。

〔関連する詳細施策→20・1史跡小田原城跡などの整備、28・3小田原駅・小田原城周辺のまちづくり〕

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	入込観光客数	451万人 (平成26年)	700万人 (平成34年)
指標②	観光消費総額	137億円 (平成26年)	280億円 (平成34年)
指標③	小田原城天守閣入場者数	502,330人 (平成26年度)	75万人 (平成34年度)

18 農林業の振興

目指す姿

- 安定した農業経営が確立され、耕作放棄地が減少するとともに、小田原の農産物を求めに多くの人々が訪れ、交流施設や直売所がにぎわっています。
- 地域の森林から良質な木材が産出され、暮らしのなかで木のぬくもりがあふれています。

現況と課題

- ・ TPP協定による輸入農産物の影響、激しい産地間競争などによる価格の低迷、就農者の高齢化の進展、後継者・担い手不足など、農業経営を取り巻く環境は年々厳しくなり、耕作放棄地も増加傾向にあります。
- ・ 増加傾向にある耕作放棄地の解消に向けては、多様な担い手による農業活動が不可欠であり、定年帰農者を含む新規就農、市民農園、都市住民らによる週末農業、企業、福祉関係との連携など多様な担い手の確保が必要です。
- ・ 農業経営を存続していくためには、収益が確保できる農業への転換が不可欠です。農作業の効率化に向け、農道・用排水路など生産基盤の整備や老朽化の進む施設の着実な維持管理を進めるとともに、オリーブをはじめとする新たな農産物導入などによる高付加価値化や規模の拡大などにより経営の安定化を図ることが望まれます。また、新規就農の取組も重要です。
- ・ 消費者の食に対する安全意識の高まりから生産現場への理解を深めるとともに、農業の活性化を図るため、生産者と消費者との交流や農業体験の機会の充実が求められています。こうした交流や体験を通じて、耕作放棄地を減らすなど小田原の豊かな農地を守っていくことが必要です。
- ・ 青果市場は、県西地域に農産物を安定供給する中心的な役割を担っています。近年、取扱高は減少状態が続いていますが、地域住民の食生活を支えるために、卸売業者、生産者、買受人と一体となって青果物の付加価値（新鮮・安心・安全・旨さ）を更に高めながら、市場の活性化を図っていくことが必要です。
- ・ 市域の約4割を占める森林の整備を進めていますが、木材価格の低迷と生産コストの増大、深刻な害虫被害など、林業が通常の経済活動のなかで成立できない状況が続いています。こうした中、森林・林業・木材産業再生に向け、官民連携により、地域産材の利用拡大の各種取組として、モデル施設等整備、民間住宅での利用促進、木工分野での活用、木育事業の実施などを通じて、地域産材の利活用などの推進に取り組んできたところです。
- ・ 地域産材の利活用には、木材の安定的な供給や需要側の求める品質や価格への対応など、さまざまな課題があります。森林の多面的な機能を維持していくためにも、効率的に森林整備を進める環境を整えるとともに、引き続き地域材の利用拡大に取り組み、森林空間の利活用について、その可能性を多角的に検討していく必要があります。



田植えの風景



- 多様な担い手を確保、育成、支援し、耕作放棄地の復元も含め高付加価値農業を促進します。そして、豊かな地産地消を実現し、いのちあふれる小田原の都市ブランドを高めます。

詳細施策

1 多様な営農形態への支援と担い手の確保

6次産業化や認定農業者制度などによる経営体制の強化、農産物のブランド化や有機農業の推進など、農作物の高付加価値化を支援するとともに、営農環境を保全するため、鳥獣被害対策にも取り組みます。また、後継者対策や定年帰農者、新規就農者など、多様な担い手の確保を進めます。

2 生産基盤の強化と農地の維持・保全

営農意欲の高い地域を中心に、農業経営の効率化を図るため、ほ場や農道、用排水路など生産基盤の整備を進めるほか、適切な維持管理や長寿命化に向けた取組を進めます。また、増加傾向にある耕作放棄地の解消に向けた支援を行い、市全体の農地の適切な維持・保全に努めます。

3 安全・安心な農作物の安定供給

生産者の顔の見える農業・畜産業を推奨するとともに、多様な主体が連携し、地産地消や食育の取組を進めます。また、安全・安心な農産物の安定供給に向け、市場のあり方を検討するとともに、「小田原いちばやさい」のブランド化など、円滑な市場運営を進めます。

4 林業・木材産業の振興

地域産木材については、需要に応じた材を安定的に確保するとともに、建築材についての利用の検討や木工材についての利用拡大など、資源の循環に配慮しつつ多様な分野で利活用を推進します。また、「木の文化の再醸成」を図るため、地域産木材を活用した誕生祝い品の配布などを行うウッドスタート事業のほか、各種木育事業を積極的に推進するなど、身近な暮らしの中から木づかいを推進します。さらに、公共施設での木材利用も積極的に進めます。

〔関連する詳細施策→27・1 森林の再生〕

5 都市農業の推進

都市農業の特徴を生かした農産物の生産、加工、流通、販売の取組を推進します。また、引き続き市民農園の運営を支援するとともに、各地域の農産資源を生かした都市住民との交流や農業体験の機会などを創出し、地域の活性化を図ります。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	農業販売金額500万円以上の経営体の割合	10.3% (平成22年)	12% (平成34年)
指標②	小田原産木材(原木)生産量	16百立方メートル (平成23年度～25年度 の3カ年平均)	24百立方メートル (平成32年度～34年度 の3カ年平均)
指標③	耕作放棄地の解消面積	48,000平方メートル (平成29年度)	88,000平方メートル (平成34年度)

19 水産業の振興

目指す姿

- 海と川が育む豊かな水産資源を中心に、生産、加工、流通、販売それぞれの現場がいきいきと活動し、小田原の魚を求めて多くの来訪客でにぎわっています。

現況と課題

- ・ 本市の漁業は定置網漁が主体であることから、不安定な漁獲や自然災害のリスクもあり、経営が安定していません。水産資源の減少に対しては、稚魚や稚貝の放流や生育環境の整備を進めており、栽培漁業に対する意識は高まっています。
- ・ 拠点となる漁港は、防災機能を高める観点からも施設を充実させていくことが必要です。
- ・ 漁獲高の減少とあいまって就業者の高齢化が進出し、漁業経営を取り巻く環境は年々厳しくなっています。そこで、漁業者、市場関係者などと官民一体となった「小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会」を組織し、小田原の魚の価値をもっと「知って」、「買って」、「食べて」もらうさまざまな活動を展開し、小田原の魚の認知度向上と消費拡大に取り組んでいます。
- ・ 水産市場は、県西地域に水産物を安定供給する中心的な役割を担っていますが、施設の老朽化が進んでおり、安全・安心な魚を供給していくためには、再整備が必要となっています。
- ・ ライフスタイルが変化し魚の消費量が低迷していますが、食の安全・安心志向から、地場産物のニーズは高まってきており、地域の小売店や飲食店との連携も進め、地場水産物の消費拡大を図っていくことが必要です。
- ・ 小田原の豊かな水産資源や食文化を持続させていくためには、地域特性を生かした交流や体験の機会を関係者が一体となって創出し、活性化を図っていくことが必要です。
- ・ 内水面漁業及び遊漁船業については、組合員をはじめ、釣りを楽しむ人たちも減少してきており、活性化に向けた支援が必要となっています。



小田原あじ・地魚まつり



- 水産市場の経営戦略の確立や、生産流通拠点機能の再構築を推進し、地域ブランド力及び産地競争力の強化を図るとともに、水産資源を活用した交流人口の拡大を促進していきます。

詳細施策

1 漁港・漁場の整備

限りある水産資源の保護と育成を進めるとともに、効率性・持続性の観点から生産基盤としての漁港・漁場の整備を進めます。

2 水産物の高付加価値化と担い手支援

小田原の魚の高付加価値化や水産加工品の販路拡大を図るとともに、担い手育成も含めた経営体制の強化を図ります。

3 魚の消費拡大に向けた流通支援

地場鮮魚や加工品の消費拡大に向け、多様な主体が連携し魚食普及や食育の取組を進めます。また、安全・安心な水産物の安定供給に向け円滑な市場運営を進めます。さらに、老朽化している市場施設の再整備に取り組みます。

4 交流による小田原漁港周辺の活性化支援

今後整備する交流促進施設をはじめ、市民や都市住民のふれあいの場として小田原漁港周辺を観光資源として活用するとともに、内水面漁業及び遊漁船業をはじめ水産資源を生かしたさまざまな交流や体験の機会を創出し、活性化を図ります。

〔関連する詳細施策→17・2 観光インフラ・コンテンツの充実〕

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	水産地方卸売市場における地魚の取扱金額	10.01億円 (平成24年～26年の3カ年平均値)	12.2億円 (平成34年度)
指標②	交流促進施設の年間入込客数	新規の事業	50万人 (平成34年度)
指標③	漁業後継者育成事業 6年間の新規就業者数	0人 (平成26年度)	3人 (平成34年度)

20 歴史資産の保存と活用

目指す姿

- 先人から受け継がれた小田原の歴史資産が市民の誇りとなり、暮らしの中に息づいているとともに、多くの人を引きつけています。

現況と課題

- ・ 小田原城跡本丸・二の丸は、史跡小田原城跡整備の理念と方針や史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想に基づいて整備を進めています。また、城郭遺構である八幡山古郭・総構は、八幡山古郭・総構保存管理計画に基づいて適切に保存・管理し、整備、活用を進めています。
- ・ 史跡石垣山(石垣山一夜城)は、保全対策を進めるとともに、新たに国指定史跡となった早川石丁場群関白沢支群などとともに整備、活用を進めることが必要です。
- ・ 国指定史跡を保存し、整備、活用を進めるうえでは、財産権などを尊重しながら公有地化を図ることも重要です。
- ・ 市内280か所の埋蔵文化財包蔵地(周知の遺跡)では、開発行為に伴って発掘調査を行っています。調査件数は増加傾向にあり、発掘調査や記録の整理など、事務事業の円滑な実施が課題となっています。
- ・ 市内には、史跡のほかにも、数多くの歴史的建造物や民俗芸能などの有形・無形の文化財があります。これらは人々の暮らしの中で守り伝えられ、育まれてきたものであり、今後も文化財や歴史的風致への理解を深め、地域の活性化やまちづくりにつなげていくことが必要です。
- ・ 郷土文化館、市立図書館などには、郷土文化に関連する貴重な資料が収蔵・展示されています。しかし、施設の老朽化や収蔵条件の悪さから、その適切な公開・保存環境の整備が課題となっています。



御用米曲輪の現地説明会



史跡石垣山井戸曲輪の石垣



早川石丁場関白沢支群に残る石垣用資材



- 小田原の貴重な地域資源である歴史資産の調査や保存、整備を進めるとともに、市民や来訪者が小田原の歴史を深く理解できるよう公開し、活用します。

詳細施策

1 史跡小田原城跡などの整備

小田原城跡本丸・二の丸の整備と、八幡山古郭・総構の保存、整備、活用を進めます。また、早川石丁場群関白沢支群や石垣山一夜城周辺地域の歴史的、文化的景観の整備を進めます。

〔関連する詳細施策→17・5 小田原城址公園の環境づくり〕

2 文化財の保存と活用

埋蔵文化財の発掘調査と記録保存を進めるとともに、有形・無形の文化財などを適切に保存・管理します。また、発掘調査の成果や小田原城跡の整備状況、文化財の公開、公有地化した街なかの史跡の活用など、歴史的文化的資産の活用を図ります。

3 博物館構想の推進

郷土文化に関する貴重な資料を収集、保存、展示している郷土文化館などの施設のあり方について、博物館基本構想の理念に基づき検討を進めます。

4 歴史都市としてのまちづくりの推進

歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史上価値の高い建造物や歴史的風致^(※1)が残るまちなみ、歴史・伝統を反映した人々の活動や技術などの維持、向上を図ります。そして、これら小田原固有の歴史的風致を「点」から「面」へ展開したまちづくりの取組を進めます。

〔関連する詳細施策→21・3 小田原ゆかりの文化の保存と活用、28・2 景観形成の促進〕

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	小田原城天守閣入場者数	502,330人 (平成26年度)	75万人 (平成34年度)
指標②	文化財公開事業来訪者数	1,721人 (平成27年度)	1,800人 (平成34年度)

※1 歴史的風致

地域固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、歴史的価値の高い建造物や周辺の市街地とが一体となってつくり出す良好な環境。

21 文化・芸術の振興

目指す姿

- 文化に対する意識が高まり、創造性豊かな市民の主体的な活動により、まちと人がつながりを持ち、心豊かな生活が営まれています。さまざまな分野で、国内外の地域や人々との交流や連携が活発に行われ、まちに活気を生み出しています。

現況と課題

- ・ 災害などからの復興の過程でも、文化・芸術は未来への希望や生きる力を育むものという認識が高まっており、地域の文化の継承とともに文化創造活動や社会的課題の解決のための活動が期待されています。
- ・ 小田原には、長い歴史や優れた活動実績を誇る芸術文化団体が多数存在しています。しかし、芸術文化活動における参加者の高齢化や固定化が進み、新たな担い手や若い世代の参加促進が課題となっており、その裾野を広げるとともに、新たな担い手の育成が必要です。
- ・ 市民会館が老朽化しており、それに代わる、新たな芸術文化活動のための拠点の整備が必要です。
- ・ 小田原は、中世には関東最大の城下町、近世には東海道屈指の宿場町、近代には政財界人の別荘地や文人墨客の滞在地として繁栄したことから、人々の暮らしに根ざした伝統文化やなりわい文化^(※1)、城跡、別邸建築^(※2)などの歴史資産、文学資産などを数多く有しています。また、小田原文化財団江之浦測候所が開館予定であるなど、文化に触れる機会が充実してきています。これらの魅力を身近に感じられる環境づくりを進めるとともに、交流を促し、まちに活力を生み出すことが必要です。
- ・ 国内外の姉妹都市・交流都市等との交流は、他地域の文化を知り、小田原を再認識することにつながります。また、広い視野を持ち、郷土に誇りを持った青少年が育まれるとともに、より豊かで活力あるまちづくりに寄与しています。こうした交流は、市民が主体となり、さまざまな分野で活発化することが期待されます。



アウトリーチ事業



老櫓荘



ときめき国際学校



- 市民が主体となる文化振興のための環境や拠点を整備し、活動の裾野を広げます。さらに多様な文化交流を進め、その魅力を発信します。

詳細施策

1 市民文化創造の支援

（仮称）小田原市文化振興条例を制定し、すべての市民が文化に親しむ機会・環境を充実させるとともに、市民の主体的な活動を支援します。また、小田原ならではの文化を大切にするとともに、さまざまな芸術文化団体との連携も図りながら新しい文化の創造と発信に努めます。

2 芸術文化創造拠点の整備

市民の芸術文化創造の拠点としての市民ホールを整備するとともに、専門性を持った人材による総合的な文化事業の推進組織を設立し、多様で豊かな芸術文化活動を促進します。

〔関連する詳細施策→28・3 小田原駅・小田原城周辺のまちづくり〕

3 小田原ゆかりの文化の保存と活用

歴史や風土に育まれた小田原ゆかりの文化を再認識し、市民とともに守り育てます。また、由緒ある建築物を保存・活用するとともに、郷土の先人や近代の文学遺産などの文化的資産を生かしたまちづくりを進めます。

〔関連する詳細施策→20・4 歴史都市としてのまちづくりの推進、28・2 景観形成の促進〕

4 文化交流の推進

国内外の姉妹都市・交流都市等を中心とした市民主体の都市間交流を促し、他地域の文化への理解を深めるとともに、さまざまな分野での文化活動の活発化を図ります。さらに、地域や大学などとの世代間交流を図るなど、多彩な交流を進めます。

〔関連する詳細施策→8・4 危機管理体制の強化、36・3 多様な枠組みによる自治体間連携の推進〕

※1 なりわい文化

かまぼこ、ひもの、漆器、梅干、和菓子、寄木など生活から生まれ、その地域の生業として受け継がれてきた文化。

※2 別邸建築

明治から昭和にかけて建築された政財界の要人たちの別邸。老樗荘(松永安左エ門)、清閑亭(黒田長成)など。

※3 アウトリーチ事業

文化の新たな担い手となる子どもたちの豊かな情操、創造力、感性などを育むため、音楽、パレエ、伝統工芸などの芸術家を小学校などへ派遣し、子どもたちが質の高い芸術文化を鑑賞・体験できる事業。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	アウトリーチ事業 ^(※3) の実施回数	23回 (平成27年度)	30回 (平成34年度)
指標②	文化の担い手創出に係る アウトリーチ事業参加児童数	4,200人 (平成26年度)	4,500人 (平成34年度)
指標③	市民文化祭来場者数	17,700人 (平成26年度)	30,000人 (平成34年度)

22 生涯学習の振興

目指す姿

- 郷土に誇りを持つ心豊かで多彩な人材が、さまざまな場で活躍しています。

現況と課題

- ・ 価値観が多様化し、自発的な学習活動によって知識や技術、交流の範囲を広げる人が増えています。一方では、新たに学習に取り組むきっかけがつかめない人や具体的な学習の目標、方法を見出せない人もいます。そこで、市民が多様な選択をしながら人生を設計していくことができるよう、さまざまな学習や学び直しの機会を提供することが必要です。
- ・ 市民と行政がそれぞれの役割を担い、社会的な課題や市民ニーズに対応した学習の機会や場を提供するとともに、市民の学習活動に必要な情報を的確に提供することが必要です。
- ・ 住民自らが責任を持って地域のことを決めることができる社会の実現に向け、主体性を持ってまちづくりに取り組む人材が求められています。そこで、小田原の自然、歴史・文化や二宮尊徳など多くの地域資源について学ぶことで、市民の郷土に対する誇りや愛着を持つ心を育み、まちづくりへの参画意欲を醸成していくことが必要です。
- ・ インターネットなどを通じてさまざまな情報があふれている中、利用者の求める情報や知の発信地としての図書館の役割と機能を発揮する必要があります。また、子どもの成長過程での読書の効果を周知することで、図書館利用の少ない世代への利用促進を図る必要があります。
- ・ 学習の成果がさまざまな形で広く認められることにより、学習者の意欲が高まり、より高度で継続した学習活動につながります。こうした循環を地域社会への貢献につなげる取組が求められています。



行政講座（報徳塾）



生涯学習フェスティバル



かもめ図書館



- 市民による主体的な生涯学習活動を基本に、市民の生涯を通じた学ぶ意欲を支え、多様な学習の機会を提供します。また、学んだ成果を適切に生かすことができる環境を整えます。

詳細施策

1 多様な学習の機会と情報の提供

市民、行政、教育機関などとの連携により、社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習の機会や場、情報などを提供するとともに、市民が主体となった事業展開を促進します。

2 郷土についての学びの推進

二宮尊徳をはじめとする先人など恵まれた地域資源を活用し、郷土について知り、学ぶ機会を提供し、小田原ならではの学習を進めます。

3 学んだ成果を生かす環境づくり

学習活動の成果を発表する場や、学習の成果を実践できる仕組みをつくるなど、より質の高い継続した活動へとつなげるための環境をつくり、まちづくりに意欲を持って取り組む人材を育成します。

4 図書館の機能と役割の充実

小田原市図書施設・機能整備等基本方針に基づき、駅前図書施設の整備やかもめ図書館の中央館としての機能強化、分館・ネットワーク館の再整備を行い、図書館の利用促進を図ります。また、子どもの自主的な読書活動の推進や学校図書館との連携を強化します。

	指標名	基準値	目標値
指標①	生涯学習講座受講者数	38,748人 (平成27年度)	43,000人 (平成34年度)
指標②	尊徳記念館来館者数(展示室+研修室)	81,437人 (平成27年度)	93,000人 (平成34年度)
指標③	1人当たりの図書貸出冊数	2.16冊 (平成26年度)	3.00冊 (平成34年度)

23 生涯スポーツの振興

目指す姿

- 子どもから高齢者まで多くの市民が、趣味や健康維持、仲間・生きがいくくりなど、それぞれの目的を持って日常的にスポーツに親しんでいます。

現況と課題

- ・ 本市のスポーツ活動に関する調査によると、30分以上の運動を週1回以上行った人が44.3%、運動をまったくしない人が39.0%となっています。スポーツをする人が増加し、まったくしない人が減少するよう、より生活に根ざした運動・スポーツのあり方を提唱していく必要があります。
- ・ ウォーキングなど、身近で気軽に楽しめるスポーツを「する」こと、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、「みる」スポーツを楽しむこと、豊かなスポーツ活動の促進のため、関係団体の連携や施設整備など、ハード・ソフトの両面で「支える」スポーツを振興することが重要です。
- ・ 子どもたちのスポーツ活動の機会が減少し、本市においても子どもの体力向上が大きな課題になっています。そのため、子どもたちがスポーツ活動を気軽に、そして継続的に行うことができる仕組みづくりが求められています。
- ・ 小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場などのスポーツ施設を長期にわたって活用していくために、利用しやすい環境整備とともに計画的な維持管理を行っていく必要があります。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019などの大規模な国際大会を契機としたスポーツ振興につなげるため、事前キャンプ受入、未来のアスリート支援、障がい者スポーツ振興、ラグビーを柱とした具体的な取組を展開していく必要があります。



城下町おだわらツデーマーチ



ニュースポーツの普及



小田原アリーナ



- 誰もがスポーツに親しめるようなきっかけづくりや、市民のスポーツ活動を支えるための仕組みづくりを進めることにより、スポーツの持つ楽しさで、人や地域をいきいきと元気にします。

詳細施策

1 身近にスポーツを楽しむ暮らしの実現

誰もが身近な地域で気軽に体を動かすことができるよう、ウォーキングをはじめとした、生活に根ざした運動やニュースポーツ^{※1}の普及を地域単位で進めるとともに、地域のスポーツ情報の効果的な発信に努めます。

2 地域でのスポーツ活動の支援

市体育協会や地区の体育協会・体育振興会、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブなどを支援し、地域が住民のスポーツ活動を支え、スポーツもその楽しさで地域活動を活発にするとという双方向の仕組みづくりを推進します。

〔関連する詳細施策→4・2 地域ぐるみの健康づくりの支援〕

3 スポーツ活動を支える環境づくり

スポーツ施設の整備、利用者サービスの向上、効率的な管理運営に向けた体制の強化を図るなど、市民の主体的なスポーツ活動を支える環境づくりを進めます。また、老朽化の進行や利用状況などを踏まえ、スポーツ施設の計画的な維持管理を行います。

※1 ニュースポーツ
子どもから高齢者まで誰でも気軽に親しむことができるスポーツ。インディアカ、ベタンク、グラウンドゴルフ、スポーツ吹矢など。

※2 城下町おだわらツーデーマーチ
小田原、箱根、真鶴、湯河原を会場に開催されるウォーキングイベント。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	地域スポーツ活性化事業・ウォーキング事業利用地区数累計	1地区 (平成26年度)	26地区 (平成34年度)
指標②	城下町おだわらツーデーマーチ ^{※2} 参加者数	8,789人 (平成27年度)	10,000人 (平成34年度)
指標③	体育施設利用者数	891,373人 (平成27年度)	900,000人 (平成34年度)

豊かな生活基盤のある小田原

自然環境 …………… 100

24 環境再生・保全活動の推進

25 廃棄物の減量化・資源化の推進

26 良好な生活環境の保全と形成

27 自然環境の保全と再生

都市基盤 …………… 108

28 快適で魅力ある生活空間づくり

29 安全で円滑な地域交通の充実

30 安定した水供給と適正な下水処理

24 環境再生・保全活動の推進

目指す姿

- 地域ぐるみの環境再生・保全活動が活発になり、市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践しています。

現況と課題

- ・ 小田原は森里川海の豊かな自然に恵まれています。が、開発やライフスタイルの変化による管理不足などにより森里川海のつながりは薄れ、その美しさや豊かさが失われつつあります。
- ・ 身近にある豊かな自然環境は、地域の人々に潤いを与えるだけでなく、そこで暮らす人々の生存を支える財産として改めて価値が見直されつつあり、その再生や保全、活用が求められる時代となっています。
- ・ エネルギー源の分散化、多様化によるエネルギーの地域自給は、地球温暖化防止のみならず災害時における市民や事業者の安全安心を守ることにともなうため、地域ぐるみで取組を進めていくことが必要となります。



棚田の風景



シバザクラの植栽



小学校屋上の太陽光発電設備



- 豊かな自然や環境を次世代に引き継ぐため、市民の主体的な環境再生・保全活動を促し、持続可能な環境共生(循環・低炭素・自然共生)型の地域づくりを進めます。

詳細施策

1 森里川海オールインワンの環境先進都市としての地域ブランドの確立

森・里・川・海が「ひとつらなり」の特徴を生かし、多様な主体が連携して、環境共生型の地域社会につながるあらゆる取組が行われるまちづくりを推進するとともに、積極的かつ広範な情報発信と行動提案を行い、持続可能かつ魅力的な地域圏としての環境先進都市・小田原のブランドを確立します。

2 地域の環境再生・保全活動の推進

市内の環境団体・個人・企業などのネットワークを強化し、市民による環境再生・保全活動を更に活発化させ、地域ぐるみの取組へと発展させます。そして、私たちの日常生活にとって大切な存在である身近な森里川海を地域住民自身が守り育てる、環境共生型の地域づくりの確立に向けた取組を進めます。

3 環境学習・環境配慮行動の推進

家庭や地域、学校などさまざまな場において身近な自然とのふれあいや環境学習を進め、市民一人ひとりの意識を高め、環境に配慮した行動の実践を促します。また、日常生活や経済活動のなかで取組が可能な環境配慮型の行動について、小田原独自の環境認証を行い、地域ぐるみの行動を進めます。

4 エネルギーの地域自給に向けた取組の推進

地球温暖化を防止し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地域ぐるみで省エネルギー化への取組を進めます。また、市民や事業者など多様な主体が、地域資源である再生可能エネルギーの利用によるエネルギーの地域自給を進めます。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	環境再生事業参加者数	1,400人 (平成27年度)	2,000人 (平成34年度)
指標②	公共施設への再生可能エネルギー導入量	276kW (平成27年度)	1,400kW (平成34年度)

25 廃棄物の減量化・資源化の推進

目指す姿

- 市民生活の中で、ごみの減量意識、分別意識が高まり、家庭や事業者から排出されるごみがしっかり分別され、ごみが減少し、資源化率が向上しています。

現況と課題

- ・ 物質的な豊かさや、快適性、利便性を求めてきた結果、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会が形成されてきましたが、一方で、こうした時代の流れは環境に大きな負荷を与えています。このような状況から脱するため、廃棄物の発生抑制とその循環の利用を図る持続可能な資源循環型社会^(※1)の構築が差し迫った課題となっています。
- ・ 平成9年にごみの分別改革を行い、ごみ排出量を大幅に減らすとともに、全国でも高い水準の資源化率を達成しました。その後、ごみの排出量は順調に減少しましたが平成21年度ごろから微減となり、市民や民間団体の協力のもと生ごみ堆肥化やその他紙の分別、啓発活動に力を入れた結果、平成26年度ごろから再び減少傾向となっています。しかし、1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均よりも多い状況が続いています。
- ・ ごみの問題は、市民一人ひとりが自分の問題と捉え、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、ごみとなるものを断る(リフューズ)、修理して使う(リペア)の5Rを基本として減量化、資源化を進めていくことが必要です。また、減量化、資源化の意識啓発を図るとともに、ごみの適正処理を進めることが必要です。
- ・ 焼却施設をはじめ、リサイクルセンターなどの一般廃棄物処理施設の処理機能を維持していくためには、計画的に改修を進めつつ、修繕による保全に努め、安定的に稼働させていくことが必要です。また、広域化による環境負荷の低減や効率性を十分検証したうえで、適正な処理体制と施設整備の検討を進めていくことが必要です。



いき生ごみ小田原プロジェクトの活動



段ボールコンポストの普及啓発の様子



段ボールコンポスト



- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、日常生活や経済活動において廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用などに努め、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会づくりを進めます。

詳細施策

1 ごみの減量化の推進

5Rを基本とした経済活動やライフスタイルへの転換を啓発するなど、発生抑制や再使用に重点を置いたごみの減量化を進めます。また、事業系ごみについては、排出基準や制度を見直します。さらに、ごみの減量に効果的な取組の一つとして、ごみ処理の有料化を検討します。

2 資源化の推進

更なるごみの分別を図るとともに、生ごみの堆肥化による家庭内循環や紙類の分別の徹底、分別品目の拡大などを進め、資源化率の向上に努めます。東日本大震災以来、確実に処分することを求められている焼却灰については、引き続き処分先の確保を優先します。

3 ごみの適正処理

収集運搬の効率化を図るとともに、廃棄物処理施設の計画的な修繕と適正な管理・運営を行います。また、資源化や分別の徹底に向けては小さな地域単位での分別収集及び資源化作業を基本とし、焼却や最終処分など効率化が求められる部分については広域化を視野に施設整備や手法を検討します。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	燃せるごみ1人1日あたりの排出量	749g (平成24年度)	718g (平成31年度)
指標②	資源化率	26.6% (平成24年度)	30.5% (平成31年度)
指標③	生ごみ堆肥化申請人数	4,177人 (平成26年度)	8,000人 (平成34年度)

※1 資源循環型社会
環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

26 良好な生活環境の保全と形成

目指す姿

- まちは、いつもきれいで住みよい状態に保たれています。
- 暮らしの衛生が守られ、市民は快適に生活しています。

現況と課題

- ・ ポイ捨て、落書き、ペットの糞の始末、歩行喫煙、深夜花火などが迷惑行為として社会問題化しており、その対応として、平成21年に小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例を施行しました。
- ・ 良好な生活環境に恵まれたまちをつくるためには、市民一人ひとりの美化意識を高揚させるとともに、市民、事業者、行政がよりいっそうパートナーシップを強めて美化活動を進めていくことが必要です。
- ・ 現在の斎場は老朽化が著しく、高齢化の進行に伴う大幅な利用増が見込まれます。そこで、新たな斎場を整備するとともに、供用開始までの間、現在の斎場について必要な機能維持のための修繕を行います。



河川の清掃



犬のしつけ教室



- 市民、事業者、行政とのパートナーシップにより、まちの美化を進めるとともに、良好な生活環境を保持するための取組を進めます。

詳細施策

1 協働による美化の推進

市民の環境美化意識を更に高め、市民、事業者、行政が連携して、不法投棄、ポイ捨て、落書きなどのないきれいなまちづくりを進めます。

2 良好な衛生環境の保持

し尿処理、害虫駆除など公衆衛生環境の保持に努めます。また、ペットの飼い主のマナー向上を中心に、人とペットとの共生に向けた取組を進めます。

3 斎場の整備

施設利用の増加や利用者ニーズに適切に対応するため、新たな斎場の整備を進めます。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	重点地区における美化活動参加者数	327人 (平成27年度)	500人 (平成34年度)
指標②	ボランティアごみ袋配布枚数	38,750枚 (平成27年度)	60,000枚 (平成34年度)

27 自然環境の保全と再生

目指す姿

- 小田原の豊かな自然環境のなかで、あらゆるいのちが健やかに生き、人々は生存の基盤が守られ、お金に換えられない豊かさを享受しています。

現況と課題

- ・ 郷土の先人たちが酒匂川治水を完成させて現在の豊かで安全な暮らしの礎を築いてくれました。そして私たちは、50年後、100年後を視野に、この地で暮らすであろう私たちの子孫に対し、豊かな自然の恵みを今よりもより豊かに残せるよう、最大限の努力を重ねる義務があります。
- ・ 竹材利用などの減少により放置竹林が増加するとともに、森林の荒廃化が進み、水源としてのかん養機能や二酸化炭素吸収源としての機能保持が課題となっています。また、ライフスタイルの変化や後継者不足から、四季折々の風景や多様な生物、生活文化の伝承の場であった里山が失われつつあります。
- ・ 暮らしや産業活動に欠かせない水資源を供給する酒匂川を環境を維持していくためには、水源の森を含め上流域から下流域までが一体となった保全活動に取り組むことが必要です。また、本市の海岸のうち約8割を占める砂浜海岸は侵食が進んでおり、この再生を通じて憩いの場の創出や海岸後背地の安全性を確保していくことが必要です。
- ・ 豊かな生態系を維持していくためには、希少な動植物の生息地や水、大気、地下水、土壌などへの影響を的確に把握し、継続的に対策を講じていくことが必要です。また、河川・水路改修による護岸工事などは、治水対策を前提としながらも、生物多様性^(※1)を保全する工法を取り入れるなど、環境の保全と開発の調和を図る取組が必要で
- ・ 豊かな生物多様性を持つ森林などの自然環境づくりは、それを求めて訪れる交流人口の拡大と、そこでの活動や生産物を通じた経済活動の発展へとつながり、地域振興に帰結します。



里山の様子



小水力発電の学習



酒匂川水系のメダカ



- 森里川海など暮らしを支える豊かな自然環境や、そのつながりのなかで多様な生物が営む地域全体の生態系を守り、再生していきます。

詳細施策

1 森林の再生

植林や交流体験など森にふれあう機会を積極的に取り入れ、枝打ちや間伐を支援します。また、スギ、ヒノキといった針葉樹主体の森に比べ、水源かん養機能^(※2)が高く、多様な生物を育むことのできる落葉広葉樹を主体とした森林の再生を促します。さらに、豊かな海づくりに向けた森林づくりを進めます。

〔関連する詳細施策→18・4 林業・木材産業の振興〕

2 里山の再生と整備

市民が身近に親しめる自然空間として、また、さまざまな活動や学習のフィールドとしての里山の再生に向けた地域の取組を支援します。

3 水辺環境の整備促進

治水や水質の安全性を保ちつつ、水辺に親しめる多自然川づくりや、市民の憩いの場としての砂浜海岸の再生事業を促します。また、酒匂川から取水する京浜地区や県央地区の住民と交流を深め、水源林整備や河川環境保全などへの活動を協力して進めます。

4 生態系の維持保全

希少な動植物を守り育てる活動や、水、大気、地下水、土壌など環境保全の取組を市民、事業者、行政が一体となって進めます。また、野猿などの鳥獣被害防止対策を進めます。

※1 生物多様性

生物種の多さとそれらによって成り立っている生態系。さらに、生物の遺伝子の多様さまでを含めた生命の豊かさを包括的に表す広い概念。

※2 水源かん養機能

森林に降った雨水を土壌で貯留し、ゆっくりと流れ出すことにより、河川の流量を安定させ、水質を浄化する機能。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	酒匂川水系保全協議会実施事業参加者数	514人 (平成27年度)	550人 (平成34年度)
指標②	小田原市森林整備面積	1.5百ヘクタール (平成23年度～25年度の3力年の平均値)	1.5百ヘクタール (平成32年度～34年度の3力年の平均値)

28 快適で魅力ある生活空間づくり

目指す姿

- 市民が快適に暮らし、まちに愛着を持って住み続けたいと思っています。

現況と課題

- ・ 人口減少や少子高齢化を見据え、市の中心となる拠点や地域の生活拠点に都市機能の集約化を図る「多極ネットワーク型コンパクトシティ」のまちづくりを進める必要があります。
- ・ 本市では、景観計画や屋外広告物の取組を進め、小田原駅・小田原城周辺を中心に景観形成を図ってきました。今後は、市民の自主的な景観形成活動の支援を拡充し、景観意識の向上を図っていく必要があります。また、価値ある景観資源の保全と活用を図り、次世代に継承していく必要があります。
- ・ 小田原駅・小田原城周辺は、広域ターミナルとしての小田原駅とその周囲に発展してきた中心市街地を有し、一方では、歴史と文化を宿すかつての城下町の構造を色濃く残しています。そうした特性を踏まえ、来街者、居住者の回遊性や利便性に十分配慮した質の高い公共的空間を創造し、中心市街地の活性化と地域経済の振興に資するまちづくりが求められています。
- ・ 快適に暮らせる住環境を形成するために、生活空間のバリアフリー化や、暮らしの質の向上がまちづくりに求められています。
- ・ 老朽化した市営住宅を改善または修繕することにより長寿命化を図ってきましたが、耐用年限を超過した住宅は計画的な整備が必要となっています。また、住宅セーフティネットとしての役割を有効に機能させるため、良好な住環境を整備することが求められています。
- ・ 市民の快適な憩いや交流空間、来街者を迎える都市景観などとしてのみどりの重要性を踏まえ、市街地において将来にわたり持続可能なみどりによる魅力的なまちづくりが求められています。また、みどりを創り育てる担い手の育成や公園管理の民間活力の導入など、市民・企業などとの協働によるみどりのマネジメントが必要です。



お城通り地区再開発事業



- 市民ニーズや人口減少、少子高齢化の動向を的確に捉え、集約型都市の形成による快適で魅力ある生活空間づくりを進めます。

詳細施策

1 計画的な土地利用の推進

人口減少や少子高齢化に対応した集約型都市構造の構築を図るため、都市づくりの課題に応じた規制や誘導による計画的な土地利用の推進を図ります。また、地域住民が中心となって進める地区のルールづくりを支援し、地域特性を生かしたきめ細かなまちづくりを進めます。

〔関連する詳細施策→29・1 誰もが移動しやすい交通環境づくり、34・2 公共施設の最適化〕

2 景観形成の促進

暮らしの潤いとなる身近な景観形成や地域の自主的な景観形成活動を支援します。また、歴史まちづくり法の活用などにより、地域の資産である歴史的建造物を次世代に継承するための体制や周辺環境を整え、さらに、小田原城天守閣への眺望確保にも取り組みます。

〔関連する詳細施策→20・4 歴史都市としてのまちづくりの推進、21・3 小田原ゆかりの文化の保存と活用〕

3 小田原駅・小田原城周辺のまちづくり

小田原駅周辺の都市空間と小田原城周辺の自然に恵まれた歴史的空間が近接している魅力を最大限に生かし、都市廊政策^(※1)などによる回遊性を生み出す場としての空間づくりや、地域経済の振興と更なるにぎわいを創出するための施設整備を進めます。また、史跡小田原城跡や市民ホールの整備も踏まえ、三の丸地区全体の将来構想について検討するとともに、周辺への回遊性をさらに向上させるため、街なみの整備などの方策を検討します。

〔関連する詳細施策→16・3 中心市街地のにぎわいづくり、17・5 小田原城址公園の環境づくり、21・2 芸術文化創造拠点の整備〕

4 快適に暮らせる住環境の形成

公共空間や建築物のバリアフリー化など快適な住環境の形成を進めます。また、利活用が可能な空き家の有効利用を促進するとともに、拠点性や地域の特性を生かした集約型都市構造への転換に向け、共同化などによる土地の有効活用により、街なかへの定住促進に努めます。さらに、老朽化した市営住宅のあり方の検討などを進めます。

〔関連する詳細施策→10・4 空家問題の対策〕

5 緑化の推進と公園の整備・管理

市域の多くを占める民有地の緑化や街路樹の再整備・改善によるみどりの創出や質の向上を図るとともに、持続的な緑化の推進のための資金循環の仕組みづくりに取り組みます。また、均衡ある都市公園の配置や安心して利用できる公園整備・管理を市民・企業などと協働で取り組みます。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	空家率	3.46% (平成25年度)	3.17% (平成30年度)
指標②	身近な公園プロデュース事業 実施公園数	13公園 (平成27年度)	80公園 (平成34年度)

※1 都市廊政策

歩いて楽しい歩行者空間の創造と街なか居住の促進を図り、中心市街地の活性化を目指す政策。

29 安全で円滑な地域交通の充実

目指す姿

- 計画的な道路整備と維持管理により、安全で円滑な道路交通が確保され、公共交通により誰もが便利に移動しています。

現況と課題

- ・ 超高齢社会の到来により、高齢者などの移動手段を確保していくことがいっそう必要になります。しかし、バス交通については利用者の減少からサービスが低下していくことが懸念されます。公共交通については、市民一人ひとりがその価値を再認識し、18の鉄道駅がある本市の強みを生かし、地域ぐるみで支えていく必要があります。
- ・ 著しい交通渋滞箇所は減少しつつありますが、依然として通勤時間帯や大型商業施設の周辺で渋滞が見受けられます。また、隣接する真鶴町、湯河原町とを連絡する国道135号及びその周辺では、休日などで著しい渋滞が発生しています。こうしたことから、経済的、環境的側面から道路ネットワークを形成していくことが必要であり、同時に自動車交通需要の適正化に取り組む必要があります。
- ・ 住宅地には救急車や消防車の進入が困難な狭い道路が存在しています。また、道路の維持管理については、これまで以上の計画的な取組が必要であることと、行政のみの取組には限界があるため、市民の協力を得ながら地域における身近な道路の管理体制を確立していく必要があります。



市内道路の様子



バスの乗り方教室



橋りょうの維持管理



- 公共交通、自動車、自転車、徒歩それぞれの交通手段がバランスよく連携し、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指す中で、誰もが移動しやすい交通体系を構築していきます。

詳細施策

1 誰もが移動しやすい交通環境づくり

地域の交通事情を踏まえ、公共交通や自転車、歩行者を優先した交通環境づくりを進めます。また、関係機関と連携し、鉄道駅や駐車・駐輪場の改善、交通ネットワークの充実を図ります。特に小田原駅周辺は駐車施設の適正配置や誘導案内、レンタサイクルの利活用など、来訪者の利便性を高める交通対策を引き続き検討します。

〔関連する詳細施策→28・1 計画的な土地利用の推進〕

2 円滑な道路交通の確保

渋滞や混雑の解消を図るほか、災害時における緊急輸送道路の役割を担う幹線道路の整備促進や交差点改良を進めます。また、国や県と連携し地域間の交流や連携を支える広域的な道路網の整備促進を図ります。

3 安全な生活道路の整備と維持管理

狭あいな道路の拡幅や老朽化が進む橋りょう、道路施設の計画的な修繕など、安全な生活道路の整備を進めるとともに、地域住民と一体となった道路維持管理体制の強化を図ります。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	主要バス停の乗降人数	8,120人 (平成23年度)	8,370人 (平成34年度)
指標②	舗装維持管理指数(MCI ^(※1) >3.0)達成率	97% (平成28年度)	100% (平成34年度)

※1 MCI

舗装の状態を「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」、「平坦性」という路面性状値によって定量的に評価するもの。

30 安定した水供給と適正な下水処理

目指す姿

- 海や河川はきれいで良好な水質が守られており、安心しておいしい水が届けられています。

現況と課題

- ・ 水道事業では、高度経済成長期に整備された多くの施設、管路が更新時期を迎えるため、その整備には大きな負担を伴うことや、今後も新たな更新需要が発生することから長期的な取組となることが課題となっています。また、水質の安全性を確保するため、水質管理体制の強化が必要です。
- ・ 本市の下水道は、酒匂川流域下水道の右岸・左岸処理場で処理しています。下水道事業の人口普及率が低いことから、今後も下水道(汚水管きょ)整備を進める必要があります。さらに、急激に増加する老朽化下水道施設の維持更新、長寿命化や耐震化対策が課題となっています。
- ・ 大規模地震等災害時におけるライフラインへの被害に迅速に対応するため、応急復旧体制の強化が必要です。また、集中豪雨などによる浸水対策の強化も必要です。
- ・ 人口減少や節水意識の高まり、企業におけるコスト削減などの影響から使用水量が減り、料金収入が減少傾向にあります。そのため、より一層の事業経営の効率化を進めるとともに、健全な財政運営を行っていく必要があります。



高田浄水場



水道管路の耐震化工事



復旧用資機材の備蓄状況



- 安心でおいしい水道水を安定供給するため、水質の維持に努めるとともに、水道施設の計画的な更新・耐震化・長寿命化を進めます。また、美しい川や海を未来につなぎ、快適な生活環境を保持するため、下水道の計画的な整備や維持管理を進めます。

詳細施策

1 安心でおいしい水道水の安定供給

重要度の高い施設や管路について、優先的に耐震化・更新を推進するとともに、水質を維持し安全な水道水を安定供給します。

2 計画的で効率的な下水道の整備

下水道の未普及地域の解消に向け、計画的かつ効率的な下水道の整備を進めます。また、老朽化した施設や管きよの適切な維持管理を行います。

3 災害対策の推進

災害などによるライフラインへの被害に迅速に対応できるよう、上下水道の応急復旧体制の強化や復旧用資機材の整備を図ります。また、集中豪雨による浸水被害を未然に防ぐため、水路（雨水きよ）の整備を進めます。

〔関連する詳細施策→8・3 災害被害軽減化の推進〕

4 健全経営の維持

民間委託などにより業務の効率化や経費削減を図るとともに、適正な料金の設定について定期的に検証していきます。また、下水道事業の必要性を周知し、下水道接続率の向上に努めます。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	管路の耐震化率（水道）	29.4% （平成27年度）	32.2% （平成34年度）
指標②	下水道計画区域内面積普及率	85.3% （平成27年度）	87.1% （平成34年度）
指標③	料金回収率（水道） ^{（※1）}	95.4% （平成27年度）	102.1% （平成33年度）

※1 料金回収率

給水に係る費用が料金収入でどの程度賄われているかを示し、事業の健全性を表している。

市民が主役の小田原

市民自治・地域経営 …………… 116

31 協働による地域経営

32 市民活動の促進

33 情報共有の推進

34 自立した行財政運営の推進

35 自ら考えて行動する職員の育成

36 広域行政の推進

31 協働による地域経営

目指す姿

- 地域において生じた課題を地域住民が協力しあって自主的に対応し解決しています。
- 市民と行政とが対等の立場でそれぞれの役割と責任に応じ、連携してまちづくり活動を展開しています。

現況と課題

- ・ 本市では、多くの事業や政策づくりに多様な市民参加の手法を取り入れてきました。今後も、市政運営における市民参画を進めるとともに、さまざまな主体が協働してまちづくりを進めるための取組が求められています。
- ・ 少子高齢化や小世帯化、人と人とのつながりの希薄化により地域で支えあう力が低下してきたことから、多くの市民がまちづくりの担い手として参画し、課題を自ら解決していく取組を進めることが必要です。
- ・ 地域では、市内全26の地区自治会連合会の区域で地域コミュニティ組織が設立され、地域別計画に基づき、課題解決の取組が進められています。
- ・ 地域活動が充実発展し、持続していくためには、より広範な参加を促して活動を支える人々の裾野を広げていくことが重要であり、新たな担い手の育成や市民活動団体との連携なども必要です。
- ・ 地域コミュニティ活動を推進する場として、地域センターや地区公民館に加え、今後、学校やその他の公共施設などの活用を進めることが必要です。



通学路の見守り



クリーンさかわ



地域コミュニティ組織の会議



- 政策立案段階からの市民参画を定着させるとともに、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりを進めます。

詳細施策

1 市民参画の仕組みの拡充

市民と市職員が対等な形で建設的に議論できる場づくりや、情報共有を進めることで、政策立案段階からの市民参画を定着させます。

2 地域資源を生かした協働の推進

市民力による自由な発想と活力を導入し、多様な主体が連携して人材、歴史、自然などの地域資源の特長と潜在力を引き出すことで、より一層の地域振興や課題解決、コミュニティの強化につなげます。また、地域に貢献している市民や団体などの顕彰を行います。

3 地域コミュニティの強化

地域における主体的なまちづくりや課題解決に向け、先進事例に学びつつ地域コミュニティとしての目指す姿を明確にし、活動や担い手の育成を支援します。あわせて、地域の情報を共有し、地域との協働を進めるため、市職員の地域への対応体制や行政内部での連携を強化します。また、地域活動の拠点確保に向けた取組を進めます。

〔関連する詳細施策→1・1 ケアタウン構想の推進〕

4 地域別計画の促進

地区自治会連合会の区域ごとに作成された地域別計画を促進するとともに、個性豊かな魅力ある地域づくりへの取組を支援します。

施策の指標	指標名	基準値	目標値
指標①	地域コミュニティ組織の分科会数	42分科会 (平成27年度)	116分科会 (平成34年度)
指標②	地域コミュニティ組織参加者数	823人 (平成27年度)	1,520人 (平成34年度)
指標③	自治会加入世帯数	62,819世帯 (平成27年度)	63,000世帯 (平成34年度)

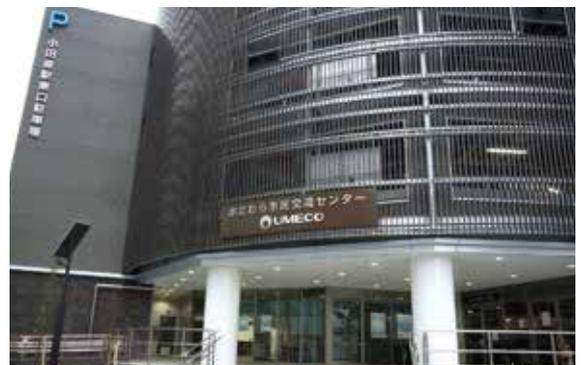
32 市民活動の促進

目指す姿

- さまざまなテーマで活動する市民活動団体が連携しながら発展し、新しい公共の担い手として活躍しています。

現況と課題

- ・ 本市には、市民活動団体が多数存在しており、これまで、多くのまちづくり活動を支えてきました。
- ・ 市民の力によるまちづくりをさらに推進するため、市民交流センターの開設や市民活動応援補助金交付による市民活動に対する支援などを実施していますが、今後も、市民活動団体間のつながりや情報共有など、市民活動に対する支援や育成の強化が求められます。
- ・ 協働による地域経営の推進のためには、自治会などに代表される地域活動と、さまざまなテーマにおける市民活動とのさらなる連携が必要です。
- ・ より豊かなまちづくりの実現や、市民ニーズに合った公共サービスを提供していくためには、市民の力の積極的活用と、市民活動団体と行政との協働が欠かせないものとなっており、提案型協働事業などによる推進が求められます。



おだわら市民交流センター UMECO



市民活動の様子



- さまざまな分野における市民活動の活性化と市民活動団体間の交流・連携を促します。また、市民力をまちづくりに生かす市民と行政との協働を推進します。

詳細施策

1 市民活動の支援

市民活動への助成や情報提供などのほか、中間支援組織の機能を有する市民交流センターを拠点に多様な活動を支援し、交流を促進することで、市民活動の活性化を図ります。

2 協働事業の実施

市民生活における課題の解決に向け、さまざまな分野で活動する市民活動団体の特性を生かし、行政と適切な役割分担による協働のまちづくり事業を進めます。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	市民交流センター登録団体数	346団体 (平成27年度)	400団体 (平成34年度)
指標②	市内のNPO法人数	81団体 (平成27年度)	90団体 (平成34年度)

33 情報共有の推進

目指す姿

- 小田原で行われていることや小田原の魅力が、市内外の人に分かりやすく伝わっています。
- 市内外で多様なコミュニケーションや交流が生まれるとともに、多くの市民が小田原市民としての誇りを持ちながら、まちづくりに関わっています。

現況と課題

- ・ 住民自らが責任を持って地域のことを決めることができる社会の実現に向け、市民と行政が共に小田原のまちづくりを考えていくことが必要です。また、市政に関わりたいという市民の意識も高まっています。
- ・ 市民と行政、市民と市民とのコミュニケーションの基礎となる情報を的確に発信するとともに、市民が容易に入手し活用できる環境を整え、さまざまな情報を共有することが必要です。
- ・ 情報発信手段が多様化していることを踏まえ、常に効果的な情報発信に努めることが必要です。
- ・ 行政が発信・提供した情報を、市民がきちんと把握でき、意見や考え方を述べ、伝えることができる仕組みが必要です。また、今まで市政に関わったことのない多数の市民の意見や考え方を聴くことも重要です。
- ・ 市民が小田原に誇りや愛着を持って住み続けるとともに、市外の方が小田原を何度も訪れ、住んでもらうためには、小田原の地域資源に磨きをかけ、その魅力を市内外に積極的に発信し、次世代に残す仕組みをつくる必要があります。



市民と市長の懇談会「まちカフェ」



都内での都市セールイベント



- 小田原のまちづくりに関するさまざまな情報や小田原の魅力を、市内外に分かりやすく多様な手段で発信します。また、市民が必要とする行政情報が容易に入手できる環境や、幅広い市民の声が行政に届く仕組みを整えます。

詳細施策

1 情報の発信と提供

広報紙、ホームページ、SNS、ラジオ、テレビなどを活用し、事業や施策の効果的な情報発信に努めます。また、行政が行う事業やさまざまなデータなどの情報を積極的に公表・提供し、活用できる仕組みや環境を充実させます。

2 広聴の充実

市民が行政へしっかりと意見や考えを伝えられる手段を有効に機能させます。

3 都市セールスの充実

小田原の多種多様な地域資源を、小田原の魅力として市内外に発信し、小田原ファンを増やし、人々の交流や定住につながる取組を積極的に進めます。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	ホームページアクセス数	11,250,364件 (平成27年度)	14,750,000件 (平成34年度)
指標②	フェイスブックページの「いいね！」数	2,286件 (平成27年度)	5,000件 (平成34年度)

34 自立した行財政運営の推進

目指す姿

- 自立した行政運営がなされ、住民に最も身近な行政として幅広い権限を担い質の高い行政サービスが安定的に提供されています。

現況と課題

- ・ 本市の財政状況は、市債などの残高が高い水準にあり、公債費の高止まりなど、財政運営に影響を与えています。このため、市債の新規発行を抑制するなど健全財政の維持に努めてきました。
- ・ 人口減少、少子高齢化、厳しい経済情勢を背景に、市税の減収、社会保障費の増加が見込まれています。市民生活の維持・向上や、都市の発展につながる取組の原資を確保するためには、健全で持続可能な行財政運営を確立していくことが必要です。
- ・ 厳しい財政運営がこれからも続くことが見込まれている中、公共施設全体の老朽化など今後さらに維持更新にかかる費用の増加が懸念されています。
- ・ 国県や他市町村との情報システム連携を通じて、行政事務を効率化し、行政手続を簡素化する取組が求められています。
- ・ 行政活動の成果を常に検証して事務事業や公共施設のあり方を見直し、最少の経費で最大の効果を上げるよう、限られた行政資源の最適な配分を行うことが必要です。
- ・ 地方分権の進展や都市制度改革の動向を踏まえ、住民に最も身近な基礎自治体として、地域課題の解決を図る上で備えるべき権能について検討することが必要です。



小田原市役所本庁舎



老朽化した施設



事務事業の見直し



- 行政活動の検証を通して行政資源の配分の最適化に努め、民間活力の導入、市民サービスの向上や経費の削減を図り、より効果的かつ効率的な行財政運営を行います。また、地方分権時代に相応しい課題解決能力の高い基礎自治体を目指し、都市制度改革を踏まえた権能の強化を図ります。

詳細施策

1 行財政改革の推進

「第2次行政改革指針」の下で施策や事業を評価・検証し、自律的かつ継続的な見直しを行うとともに、市民と行政とが情報を共有しながら行財政改革を進めます。

2 公共施設の最適化

全市的な視点から公共施設の統廃合を含めた適正な配置や、整備・管理運営方法などの見直しを通じて、最少の経費で施設の効用を最大にします。特に、支所・連絡所などについては、民間事業者との業務連携により、住民の利便性の確保対策を講じるとともに、窓口機能や施設の再編を進めます。また、計画的な維持保全により、公共施設のライフサイクルコストの低減を図ります。

〔関連する詳細施策→13・5安全・安心で快適な教育環境の整備、28・1計画的な土地利用の推進〕

3 規律ある財政運営

自主財源を確保するとともに、市債の新規発行を償還元金以内に抑制することを念頭に置き、市債残高の減少に努めます。また、歳入に見合った歳出規模への抑制を行う一方、未来に向けて投資が必要な政策分野に対しては、しっかりとした資源配分を行います。

4 競争事業の今後に向けた検討の本格化

競争事業についての更なる経営努力を図るとともに、今後のあり方について、市財政や、市民生活、まちづくりへの影響などさまざまな視点から検討を行います。

5 地方分権時代に対応した行政機能の強化

中核市移行に係る検討を行うなど、地方分権時代の自治の主体として総合的な権能及び機能強化を進めます。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	第2次行政改革実行計画に基づく目標達成率	0% (平成28年度)	100% (平成34年度)
指標②	公共建築物マネジメントにおける管理運営費用の削減効果額	0億円 (平成28年度)	4億円 (平成29～34年度)

35 自ら考えて行動する職員の育成

目指す姿

- 職員一人ひとりが、直面する課題について主体的に考えて行動し、市民の最良のパートナーとして市民と共に新しい小田原の創造に取り組んでいます。

現況と課題

- ・ 地域の課題解決力の強化、民間の発想による事業の展開など、従来にも増した広範な活躍が職員に期待されています。
- ・ 職員には、市民の声に耳を傾け、市民との協働によるまちづくりを進めることができる高いコミュニケーション能力が求められています。
- ・ コーチング手法の活用や課題解決型の研修などによる職員の意欲向上と能力開発の取組を続けながら、前例踏襲、横並び志向の組織体質から脱却し、新しい小田原の実現を目指す組織へと変革していく必要があります。
- ・ あふれる情熱とチャレンジ精神を持ち、自ら考えて行動できる人材を小田原市独自の採用方式により確保し、市民の最良のパートナーとなる人材として育成していく必要があります。
- ・ 職員が能力を最大限に発揮しうる人事制度と執務環境を整え、公務能率を高めていく必要があります。



市民の最良のパートナーとなる人材の採用



情熱と熱意を持った人材の育成



研修を通じた意識向上と能力開発



- 新しい小田原の創造への熱い心を持つ人材を確保し、市民の最良のパートナーとなる人材として育成し、地域を担う人材として最大限の活用を図ります。

詳細施策

1 人材の確保

人物を重視した採用を積極的に進め、本市の求める人物像にふさわしい職員を確保します。

2 人材の育成

自ら考えて行動できる職員となるために必要な能力開発や意識改革を進めるとともに、個々の特性を生かしたキャリアアップなどを実施し、職員のパフォーマンスの最大化を図ります。

3 人材の活用

職員の士気を高めるため、適正に人事評価制度を運用するとともに、公務に好影響をもたらす環境を整備し、公務能率の向上を図ります。また、市民感覚と行政職員の専門性を重視し、組織の要として活躍できる職員を適所に配置します。

施策の指標

	指標名	基準値	目標値
指標①	新採用職員の人事評価の評点(100点中)	平均68.0点 (平成27年度)	平均70.0点 (平成34年度)
指標②	職員研修参加者アンケート結果 (5段階評価)	平均4.2点 (平成27年度)	平均4.5点 (平成34年度)

36 広域行政の推進

目指す姿

- 周辺自治体との連携により、圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスが提供されています。

現況と課題

- ・ 住民の生活圏や経済圏は、交通インフラの整備や情報ネットワークの整備などにより行政区域の枠を越えて拡大しており、行政区域との不一致が大きくなっています。
- ・ 急速に進む高齢化への対応や老朽化する社会資本の更新、大規模災害への備えなど、単独の市町村では解決が難しい広域的な行政課題が顕在化しています。
- ・ 少子高齢化などに伴う厳しい財政状況の中で、今後も安定的かつ持続的に行政サービスを提供するために、平成28年10月に「小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会」を設置し、具体の協議を開始しました。
- ・ 県西地域においては、2市8町で構成する神奈川県西部広域行政協議会^(※1)における取組などを通じ、一体となってさまざまな課題に対応してきましたが、各市町が連携の効果をより実感できるよう、双務的・互恵的な連携のあり方を考えていく必要があります。



本市と周辺市町の様子



- 関係市町との相互補完及び適切な役割分担により、広域的な課題に的確に対応します。

詳細施策

1 県西地域における中心市のあり方の検討

県西地域における安定的な行政サービス提供体制を構築し、活力ある地域圏の形成をけん引するため、合併を含む圏域の中心市強化策などについて検討を進めます。

2 県西地域 2 市 8 町における広域連携の推進

基礎自治体^(※2)を取り巻く社会経済環境の変化への的確な対応や、高度化、複雑化する広域的課題の解決に向けて、県西地域 2 市 8 町が共同して取り組みます。

3 多様な枠組みによる自治体間連携の推進

富士山を中心としたS.K.Y.広域圏^(※3)内の市町村との連携による地域活性化の取組を進めるほか、2市8町の枠組みにとらわれることなく地域課題の解決に向けて、多様な枠組みによる自治体間連携を進めます。また、御殿場線を交流の軸とした魅力ある地域を形成するため、民間団体などとの連携を図ります。

〔関連する詳細施策→8・4 危機管理体制の強化、21・4 文化交流の推進〕

※1 神奈川県西部広域行政協議会

高度化する広域的課題の解決に向けた調査、研究及び将来の一体化を志向した取組の推進を目的とし、県西地域 2 市 8 町で構成している協議会。

※2 基礎自治体

行政区域の最小単位である地方公共団体。市区町村。

※3 S.K.Y. 広域圏

静岡県 (S)、神奈川県 (K)、山梨県 (Y) の 3 県にまたがる富士箱根伊豆地域の略称。それぞれの頭文字をとって S.K.Y. 広域圏と呼ぶ。

資料編

主な策定経過	130
小田原市附属機関設置条例(抜粋)	132
小田原市総合計画審議会規則	132
総合計画審議会委員名簿	133
総合計画審議会への諮問	133
総合計画審議会の答申	134
主な個別計画一覧	136

主な策定経過

平成27年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内説明会で第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」後期基本計画の策定、小田原市総合戦略の策定について説明(第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」後期基本計画及び小田原市総合戦略の策定等に係る説明会) 	平成28年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者がいきいき暮らすまち」をテーマにした共創のアプローチ・共創の実験(参加者22人) ・「子どもの育ち」をテーマにした共創のアプローチ・市民ミーティング(参加者73人) ・「小田原の暮らし」をテーマにした共創のアプローチ・市民ミーティング(参加者24人) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・総務常任委員会において第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」後期基本計画の策定を説明 ・後期基本計画策定に向けた有識者懇談会(第1回)開催(部局長研修の一環として開催) 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内説明会で後期基本計画策定に係る有識者懇談会、官民協働の取組「実験と学びに基づく共創のアプローチ」、後期基本計画・戦略骨子案について説明(第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」後期基本計画策定に係る取組等説明会) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画策定に向けた有識者懇談会(第2回)開催 ・「高齢者がいきいき暮らすまち」をテーマにした共創のアプローチ・市民ミーティングを開催(参加者40人) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者がいきいき暮らすまち」をテーマにした共創のアプローチ・共創の実験(参加者21人) ・「子どもの育ち」をテーマにした共創のアプローチ・共創の実験ワークショップ(参加者45人) 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画策定に向けた有識者懇談会(第3回)開催 			
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画策定に向けた有識者懇談会(第4回)開催 ・「高齢者がいきいき暮らすまち」をテーマにした共創のアプローチ・共創の実験ワークショップ開催(参加者24人) 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画策定に係る市民フォーラム開催(参加者40人) ・「高齢者がいきいき暮らすまち」をテーマにした共創のアプローチ・共創の実験(参加者28人) 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画策定に向けた有識者懇談会(第5回)開催 		4月～	<ul style="list-style-type: none"> ・前期基本計画の振り返り、後期基本計画素案作成作業実施
			5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの育ち」をテーマにした共創のアプローチ・共創の実験ワークショップ(参加者27人)

6月	・「小田原の暮らし」をテーマにした共創のアプローチ・共創の実験(参加者25人)	11月	・総合計画審議会(第7回)開催 基本計画行政案(重点テーマと取組の方向性)審議
6～7月	・「子どもの育ち」をテーマにした共創のアプローチ・共創の実験(計4回・参加者のべ357人)		・総合計画審議会(第8回)開催 基本計画行政案総括審議
7月	・議員会派別意見交換会を実施	12月	・総合計画審議会から答申
8月	・総合計画審議会(第1回)開催 委員委嘱、会長・副会長選出など	平成29年	・庁議において第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」後期基本計画及び第3次実施計画を決定
	・総合計画審議会(第2回)開催 前期基本計画の振り返り、後期基本計画(素案)基礎条件等、計画の視座などについて説明	2月	・総務常任委員会において第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」後期基本計画を説明
	・庁議において後期基本計画の策定状況について報告		
	・パブリックコメントを実施(9月30日～10月31日)		
10月	・総合計画審議会(第3回)開催 計画行政案諮問、基本計画行政案(いのちを大切にす小田原)審議		
	・総合計画審議会(第4回)開催 基本計画行政案(希望と活力あふれる小田原)審議		
	・総合計画審議会(第5回)開催 基本計画行政案(豊かな生活基盤のある小田原)審議		
	・総合計画審議会(第6回)開催 基本計画行政案(市民が主役の小田原)審議		
10～12月	・「子どもの育ち」をテーマにした共創のアプローチ・市民ミーティング(全3回・参加者のべ115人)		

小田原市附属機関設置条例(抜粋)

[昭和54年3月26日 条例第1号]

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関・・・市長

附属機関・・・小田原市総合計画審議会

設置目的・・・総合計画の策定につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申すること。

委員の数・・・20人以内

小田原市総合計画審議会規則

[昭和54年3月31日 規則第3号]

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、小田原市の基本構想及び基本計画の策定につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地方行政機関及び公共的団体の職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員は、その諮問に係る事項の調査審議が終了したときは解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日において、小田原市総合計画審議会条例(昭和42年小田原市条例第2号)による委員であった者は、この規則による委員となる。この場合、当該者は、第3条第2項の規定にかかわらず、同条例による任期終了時まで在任するものとする。

総合計画審議会委員名簿

職名	氏名	所属団体等
会長	たわら こうたろう 俵 鋼太郎	市議会議員(新生クラブ)
副会長	きむら ひであき 木村 秀昭	小田原市自治会総連合会長
委員 (50音順)	あさの しょうた 浅野 彰太	市議会議員(誠風)
	いずいし みのる 出石 稔	関東学院大学副学長
	おおかわ よしのり 大川 良則	小田原市青少年育成推進員協議会会長
	おく まみ 奥 真美	首都大学東京都市教養学部教授
	おぐら なおこ 小倉 直子	小田原短期大学保育学科講師
	かみなが しろう 神永 四郎	市議会議員(創政会)
	かわさき まさかず 川崎 雅一	市議会議員(政和)
	こまつ ひさのぶ 小松 久信	市議会議員(公明党)
	しもかわ みつお 下川 光男	小田原・足柄地域連合議長
	すずき だいすけ 鈴木 大介	小田原箱根商工会議所青年部会長
	たかだ ひろふみ 高田 寛文	政策研究大学院大学教授
	たにやま まき 谷山 牧	国際医療福祉大学看護学科准教授
	なかにし まさひこ 中西 正彦	横浜市立大学国際総合科学部准教授
	なわた よしひこ 名和田 是彦	法政大学法学部教授
	ほしざき まさし 星崎 雅司	神奈川県県西地域県政総合センター所長
	やすの ゆうこ 安野 裕子	市議会議員(志民の会)
ゆかわ けいこ 湯川 恵子	神奈川大学経営学部准教授	
よしだ ふくじ 吉田 福治	市議会議員(日本共産党)	

(敬称略)

総合計画審議会への諮問

企第70号
平成28年10月3日

第5次小田原市総合計画後期基本計画案について
(諮問)

小田原市総合計画審議会
会長 俵 鋼太郎 様

小田原市長 加藤 憲一

第5次小田原市総合計画後期基本計画の策定に
当たり、計画案について、小田原市附属機関設置
条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いた
します。

総合計画審議会の答申

総計審第1号

平成28年12月22日

小田原市長 加藤 憲 一 様

小田原市総合計画審議会
会長 俵 鋼太郎

第5次小田原市総合計画後期基本計画案について (答申)

平成28年10月3日付け企第70号で諮問のあった第5次小田原市総合計画後期基本計画案について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」に基づき、平成23年度から、基本構想に掲げる将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向けた取組を進めてきているが、この間、社会経済情勢の変化や、人口減少及び少子高齢化が進展し、様々な分野の課題や市民生活に影響をもたらしている。こうした状況は、わが国を挙げての地方創生の取組にもつながっており、長期的な視点に立って、地域資源を最大限に生かし、多様な主体が連携することで、人口減少及び少子高齢化に伴う諸課題への対応を図っていくこと、そして、幸せな暮らしを実現していくことが求められており、その役割が総合計画に課せられている。

幸いにも小田原市は、森里川海が全て揃うオールインワンの都市である。この他都市に類を見ない地域資源が基となり、産業をはじめ暮らし全般を支えていることをまちづくりの基点として捉え、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、市民のいのちを守り、将来を見据えて安全安心に暮らしていける小田原を実現していくことが重要であり、そのことを総合計画の中で明確に示していく必要がある。

今後、計画に位置づけた内容を着実に推進していく必要があるが、その推進にあたっては、厳しい財政状況も踏まえ、戦略的な歳出抑制の方策についてもあわせて考えていかなければならない。そして、財政状況等について市民と共有し、計画の実現と財政健全化の両立を図りながら、持続可能な地域社会を形成していくことを望む。

このような基本的な考え方から、本答申では、後期基本計画案の内容について、次項のとおり大きな方針について意見を述べるものとする。

答申は、前半で総括的な判断を述べ、後半では個別施策に対する意見集約を図るという構成としており、全体としては、諮問された第5次小田原市総合計画後期基本計画案の方向で概ね妥当であると判断する。

後期基本計画全般について

後期基本計画は、計画期間を平成34年度までとする基本構想の見直しは行わずに、その実現に向けて、前期基本計画の見直しを行うものとされているが、現在動いている地方創生や東京オリンピック・パラリンピックなどの時代のトレンドを的確に捉え、具体的な施策展開を明示していく必要がある。

これまでの市政運営において、基本構想に掲げる将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向け、市民の力・地域の力を核とした、防災・防犯、環境、まちづくり、子育て支援や高齢者サポートなど多様な分野での協働の取組や、地域コミュニティによる課題解決の取組を重点的に進めてきた。

こうした多種多様な取組については、今回の計画見直しの機を捉え、同じような趣旨の取組、担い手の重複、縦割り行政の対応等について整理し、分かりやすく市民に示していく必要がある。また、今後の財政状況も踏まえ、企業等民間の力を活用して一緒に課題解決に取り組むことや、市の外からの応援も取り入れていく視点を持つことを全体として打ち出していく必要がある。これらにより、市民の力・地域の力を核とした取組がより一層充実することを望む。

加えて、社会が複雑になり、価値観が多様化するなかで、政策や施策毎に取組を進めていくだけでは解決が難しい問題が顕在化している現状を捉え、政策・施策間の連携をより積極的に図っていくことが望まれる。計画の表現においてもその連携について分かりやすく表現されたい。

後期基本計画においては、新たに施策毎に指標を設定し進捗管理を図ることとしているが、その指標が成果指標なのか活動指標なのか明確になっていない。新たな指標を開発することは難しい面もあるが、施策展開による市民の実感の部分をしっかりと把握することも含め、計画を着実に推進していく観点から、各指標については引き続き検討することが必要となる。

第1章 重点テーマと取組の方向性

4つのまちづくりの目標と重点テーマの関係性など、全体的に分かりやすい表現に努められたい。重点テーマを分かりやすく示すには、なぜこのテーマを重点としたのかを表現すると良いのではないかと。

特に、「課題山積の時代を担う人づくり」は問題解決能力や問題を発見できるような能力をもった人材育成を進めることが分かるような表題や、内容のイメージが分かるような表現の方が受け入れやすいのではないかと。

また、人材育成については、学んだことを活かしてまちづくりを進める方向性が重要であるとともに、人と人がつながることや、どう関係性をつくっていくかということを重視して取組を進めてほしい。

「分かち合いの社会」の創造については、誰がこの社会を目指すのかといったことや、このテーマがなぜ必要なのかといった背景等を含めて、もう少し分かりやすい記述が必要と考える。

なお、災害への対処は小田原市にとって重要な課題であり、市民の関心も高い事項なので、防災について重点テーマの中で取り上げることが望ましい。

第2章 施策の展開

いのちを大切に作る小田原

1 福祉・医療

ケアタウン構想を一層推進していくためには、地域に対して色々な施策をばらばらに投げかけるのではなく、地域コミュニティ組織が中軸となって取り組めるよう、行政が各施策を連携させていく必要がある。また、地域福祉の活動において、施策が違って同じ担い手が関わることも多く、住民が関わりやすくするための体制や行政組織の見直しが求められる。あわせて、高齢者や障がい者の就労支援などの視点も重要である。少子高齢化から生じる様々な課題を、後期基本計画の中で解決していくという方向性を示してほしい。

2 暮らしと防災・防犯

福祉避難所の整備や、防災教育、安心安全情報の提供などにも力を入れていくべきだと考える。

3 子育て・教育

妊娠期から学校教育を終えるまで、相談体制に切れ目のない一貫した支援を行ってほしい。それにより、小田原で安心して子育てができるということにつながってくると考える。スクールコミュニティとコミュニティ・スクールについても、市民に分かりやすく、取り組みやすい整理が必要である。また、教育施設の活用を含め、学校が地域に開かれていく施策の推進が重要である。

希望と活力あふれる小田原

1 地域経済

幸せな暮らしを考えていくうえで、ワーク・ライフ・バランスの視点は重要になる。企業への啓発を含め、積極的に取り組んでほしい。また、小田原には様々な観光資源があるが、関係者間で横の連携を図り、総合力として観光客を入れ込む仕掛けづくりをはじめ、シティプロモーションやメディア戦略など情報発信にも力を入れ、より多くのファンを増やしていくことが必要である。加えて、農業経営者と一般市民のつながりの強化やICTの活用等により、農林業、水産業の担い手不足の解消や質の改革を図られたい。

2 歴史・文化

歴史資産についても観光の資源としてしっかり活用できる形を検討されたい。また、地域交流を生み出すのは福祉やまちづくりだけの役割だけではなく、文化の役割でもある。地域交流を促すような文化施設の働きを期待する。また、後期基本計画の期間中に行われるラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピックなどの機会を捉えて施策を推進することを明記されたい。

豊かな生活基盤のある小田原

1 自然環境

環境都市・小田原のブランドについて、何を目指しているのか分かりづらい。もう少し具体的なイメージが伝わるような形で記述した方が良いのではないかと考える。また、廃棄物の減量化については事業者の果たす役割が大きいと考える。基本方針を達成するための道筋が分かる計画であってほしい。

2 都市基盤

少子高齢化あるいは人口減少に対する備えの姿勢が感じられない。もう少し踏み込んだ表現があっても良いのではないかと考える。また、集約型の都市形成については、施策の基本方針での表現や地域交通の充実との関連も含めて打ち出されるべきと考える。

市民が主役の小田原

1 市民自治・地域経営

「市民」の概念について、一般的には自然人である市民と法人の両方が含まれているかと思うが、市民活動の促進において、民間企業にも担い手として地域で役割を果たしていただくこともあってしかるべきだと考える。そのような考えも盛り込んでもらいたい。また、市民との協働の推進に関して、「対等」という言葉は非常に重要である。そのためには、お互いが「尊重する」「立場の違いを理解したうえで協力する」ということが必要であり、それが本来の協働ではないかと考える。

地方分権については、ただ権限や機能を強化するのではなく、それをしっかり活用していくことが重要である。それを踏まえて、自ら考える職員の育成につなげてほしい。

また、近隣の地域、市町、県との連携が広域行政として位置づけられているが、大規模災害を考えた場合、近隣に限らず他の関係ある自治体との協力や支援体制も重要になることから、そのような視点も盛り込むべきと考える。

個別施策に対する意見

答申には、個別施策に対する114の意見を付している。

主な個別計画一覧

政策	個別計画名(計画期間)	概要
福祉・医療	ケアタウン構想 (平成22年3月～)	地域福祉の観点から保健福祉分野全体の基本理念を示し、課題解決に向けた地域福祉の取組の方向性をまとめた構想です。
	小田原市地域福祉計画 (平成29年度～平成33年度)	社会福祉法に基づき、地域福祉を推進するための計画です。ケアタウン構想を推進するための地域福祉の取組を示す計画です。
	第6期おだわら 高齢者福祉介護計画 (平成29年度～平成33年度)	老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めた計画です。本市の高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組内容を示しています。
	第4期小田原市 障がい福祉計画 (平成27年度～平成29年度)	障害者総合支援法に基づき、3か年を1期として、各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業に必要な見込量等を算出し、その見込量を確保するための方策等を定めています。
	第2期おだわら 障がい者基本計画 (平成29年度～平成34年度)	障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域の障がい者の状況等を踏まえた、障がい者のための施策に関する基本的な計画です。
	小田原市健康増進計画 (平成25年度～平成34年度)	健康増進法に基づく、国の基本方針と県健康増進計画を勘案して、健康で元気に安心して暮らすことができる地域社会を実現する計画です。
	第2期小田原市 食育推進計画 (平成29年度～平成34年度)	食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、本市の食育施策の方向性や目標を定めた計画です。
	小田原市立病院 経営改革プラン (平成29年度～平成32年度)	総務省が求める「新公立病院改革プラン」として、小田原市立病院が県西地域における高度急性期、急性期医療を担う唯一の基幹病院として、これからも地域の医療を守り続けていくため、各種の数値目標を定めたうえで経営改革に取り組む方針を定めた計画です。
暮らしと防災・防犯	第2次おだわら 男女共同参画プラン (平成28年度～平成32年度)	男女共同参画社会基本法に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた取組を定めた計画です。
	小田原市 人権施策推進指針 (平成23年度～)	人権施策を推進するにあたり、人権尊重の視点に基づいて何を大切にし、どのように施策を進めたらよいかを明らかにしたガイドラインとして、小田原市の人権施策の基本理念と今後取り組むべき方向性を明らかにしたものです。
	小田原市地域防災計画 (昭和39年9月～)	災害対策基本法に基づき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、防災対策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。
	小田原市水防計画 (昭和58年2月～)	水防法に基づき、河川、海岸、港湾などの洪水または高潮などによる水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、市民などの安全を確保する計画です。
	小田原市国民保護計画 (平成19年2月～)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃事態などにおいて、市民の生命、身体及び財産を保護し、生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう、避難などの保護措置を定めた計画です。
	小田原市消防計画 (平成28年度～平成34年度)	消防組織法に基づき、消防機関が各種災害に的確に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するため市町村が作成する計画です。
子育て	小田原市空家等対策計画 (平成29年度～平成34年度)	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等への対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての基本的な考え方を定め、空家等への対策に関する共通認識を確立し、安全安心のまちづくりを推進する計画です。
	小田原市子ども・ 子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)	市内の子育て世帯の子ども・子育て支援のニーズを反映した幼児期の教育・保育、子育て支援の確保方策を定めるとともに、従来からの「小田原市次世代育成支援対策行動計画」を継承し、広く子育て支援、次世代育成に関する事業を体系的に位置づけることで、本市の子ども・子育て支援の指針とする計画です。

政策	個別計画名(計画期間)	概要
子育て・教育	小田原市 学校教育振興基本計画 (平成25年度～平成29年度)	教育基本法に基づき、本市の実情に合った教育施策をより効果的に実施していくため、「未来を拓くたくましい子ども」を本市がめざす子どもの姿とし、社会を生き抜く力の養成、小田原ならではの教育スタイルの確立、教育環境の整備・改善・充実を図るための取組を定めた計画です。
	小田原市教育大綱 (平成28年度～平成31年度)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、多くの市民の教育への熱意を集結し、命を尊重し豊かに伸ばすひとづくりを推進するため、本市の教育の目標や根本的な方針を定めた教育に関する大綱です。
地域経済	小田原市 中心市街地活性化基本計画 (平成25年度～平成29年度)	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、地域の特性や資源を最大限に活用した中心市街地の活性化を図るための事業を位置づけた計画で、“訪れたいくなる・歩きたいくなるまちづくり”“住みたいくなる・暮らしやすいまちづくり”などを基本方針としています。
	小田原市地域経済 振興戦略ビジョン (平成24年1月～)	小田原の経済を活性化することを目的とし、そのための基本方針や具体的なアプローチ、その推進体制などを示すとともに、本ビジョンを小田原の地域経済の経営理念として位置付けたものです。
	小田原市 観光戦略ビジョン (平成28年度～平成34年度)	小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」及びその経営理念として策定した「小田原市地域経済振興戦略ビジョン(平成24年1月策定)」の下、今後の本市の観光振興の方向性を明確にし、目標を掲げ、計画的に観光振興を図るための指針です。
	小田原農業振興地域 整備計画 (平成25年度～)	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内における優良農地の確保と総合的な農業の振興、農村の整備について定めた計画です。
	農業経営基盤の強化の促進 に関する基本的な構想 (平成26年6月～)	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について、総合的に定めた計画です。
	小田原市 有機農業推進計画 (平成22年度～)	有機農業の推進に関する法律に基づき、有機農業における栽培技術の開発や普及、有機農業者などへの支援、市民の理解や関心の増進など、有機農業を推進するための条件整備の取組を定めた計画です。
	浜の活力再生プラン (平成26年度～平成30年度)	魚価の低迷や資材高騰等により疲弊している水産業や漁業を再生し、水産業の持続的な発展及び活力ある漁業を実現するため、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた計画です。
	産地水産業強化計画 (平成27年度～平成31年度)	漁村の6次産業化を通じて資源管理・漁村経営安定対策の効果発現を支援し、水産業や漁業に対する国民ニーズを踏まえた産地における所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等の取組を推進することで水産業の発展及び水産物の安定供給を図るために策定した計画です。
歴史・文化	小田原市文化振興ビジョン (平成22年3月～)	市民の文化芸術活動を振興するとともに、文化の力で小田原の魅力を高め、未来を切り拓いていくための基本的な方向性を定める指針です。
	史跡小田原城跡整備の 理念と方針 (昭和57年4月～)	小田原城跡の近世本丸・二の丸部分について遺構を永久保存・管理し後世に伝え、城跡の遺構・整備・保存とその活用を図るという2つの基本理念を示しています。城跡整備に伴う不適当施設の撤去・移転の方針を提示しています。
	史跡小田原城跡本丸・ 二の丸整備基本構想 (平成5年3月～)	城跡周辺整備計画の核として、国指定史跡小田原城跡本丸・二の丸における歴史環境の復元的整備を図る構想です。
	史跡小田原城跡八幡山古郭・ 総構保存管理計画 (平成22年3月～)	史跡小田原城跡のうち八幡山古郭及び総構の保存管理するための計画、及び整備・活用の方策を示した計画です。
	史跡小田原城跡本丸・ 二の丸植栽管理計画 (平成22年5月～)	史跡小田原城跡のうち本丸・二の丸の歴史的景観と遺構の保存を図るための植栽管理の方針を示した計画です。

主な個別計画一覧

政策	個別計画名(計画期間)	概要
歴史・文化	第二次小田原市 子ども読書活動推進計画 (平成29年度～平成34年度)	子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、家庭、地域、学校、図書館などが連携して、子どもの読書活動を推進するための具体的な方策を定めた計画です。
	小田原市 スポーツ振興基本指針 (平成21年度～平成34年度)	生涯スポーツ社会実現のため、だれもが・どこでも・いつまでもスポーツができるよう「するスポーツ」と、市民が広くスポーツに興味・関心を持ちスポーツへの参加が動機づけられるよう「みるスポーツ」を、そして、豊かなスポーツ活動が促進できるよう関係団体の連携や施設整備などハードとソフトの両面における「支えるスポーツ」を視点とし、さらにはスポーツの「日常生活化」をキーワードとして、スポーツ振興を図るための指針です。
自然環境	第2次小田原市 環境基本計画 (平成23年12月～平成34年度)	環境施策を総合的、計画的に推進するため、19の目標を掲げ、達成すべき水準を明らかにした具体的な環境指標を設定しています。また、地球温暖化対策、ごみ減量化対策等、優先的に解決すべき5つの課題を重点分野として位置付けるとともに、計画の進捗状況等をまとめた年次報告書を作成、公表しています。
	第3次小田原市 一般廃棄物処理基本計画 (平成26年度～平成32年度)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、本市の一般廃棄物処理の基本方針となるものです。一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出の抑制方策、分別収集するものの種類及び区分、処理施設整備に関する事項等を定めています。
	小田原市地球温暖化対策 地域推進計画 (平成23年度～)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画で、平成32年におけるCO2総排出量を、平成2年比で25%削減することを目指し、CO2排出量を削減するための対策を行うとともにその他の温室効果ガスの排出量の推移を把握します。
	小田原市エネルギー計画 (平成27年度～平成34年度(短期)/ 平成62年度(長期))	“エネルギーを地域で自給する持続可能なまち”を目指すべき将来像に掲げ、再生可能エネルギーの利用に向けた長期目標及び短期目標を設定するとともに、市内で生活や事業活動を行う人々が再生可能エネルギーの利用等に取り組むための方向性を示す計画です。
都市基盤	小田原市 低炭素都市づくり計画 (平成26年度～平成62年度)	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、地球温暖化対策推進計画の運輸部門及び民生(家庭・業務)部門の削減効果の一部を担い、都市構造、交通、エネルギー、みどりの各分野の施策を総合的に実施し、都市の低炭素化を目指すものです。CO2排出量を2050年に1990年比60～80%削減を目標としています。
	都市廊政策基本方針 (平成25年度～)	都市廊政策は、統一感ある調和のとれた景観、にぎわいのある魅力的な商業空間、花と緑あふれる歩行者空間の創造を図るため、基本方針として、「もてなしの道路空間づくり」、「魅力ある商店街づくり」、「住みよい居住空間づくり」を定め、小田原駅周辺の居住を促進し、来街者などの回遊性を高めることにより、中心市街地の活性化を目指すものです。
	小田原市 都市計画マスタープラン (平成23年度～平成33年度)	都市計画法に基づき市町村が定める都市計画に関する基本的な方針で、都市の全体像、公共施設の整備方針、地域ごとの市街地像等を総合計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定めています。
	小田原市 地域公共交通 総合連携計画 (平成25年度～平成34年度)	買い物や通院など日常生活に欠かせない「おでかけ」に使える公共交通ネットワークを構築し、地域における主体的な取り組み及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための計画です。
	小田原市 駐車場整備計画 (平成27年度～平成42年度)	道路交通の円滑化を図り、適正な施設配置や既存施設の有効活用などにより、集約型都市構造に備えるとともに、中心市街地の活性化などを図ることを目的とする計画です。
	小田原市 自転車等の駐車 対策に関する総合計画 (小田原市駐輪場整備計画) (平成27年度～平成42年度)	駐車場の適正配置、有料化等による整備を推進し、自転車に係る交通環境の整備、安全性の確保、交通の円滑化を図り、自転車交通の利便性を増進させるとともに、あわせて公共交通の利用促進を図り、中心市街地の活性化や集約型都市構造に備えることを目的とする計画です。
	小田原市 景観計画 (平成18年2月～)	景観法に基づき、小田原の特性を生かした美しさを持つ景観を目指すため、良好な景観形成のための区域、区域ごとの方針、行為制限などを定めた計画です。

政策	個別計画名(計画期間)	概要
都市基盤	小田原市 歴史的風致維持向上計画 (平成23年6月～平成32年度)	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく、小田原固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくため、維持及び向上すべき歴史的風致、基本方針、重点区域、実施事業などを定め、国(国土交通省、農林水産省、文化庁)の認定を受けた計画です。
	広域交流拠点整備構想 (平成11年3月～)	県西地域をはじめ交流圏の様々な魅力ある資源と連携を図りつつ、来訪者や県西地域の人々にとって快適で利便性の高い交流機能の整備を進めていくためのガイドラインです。
	小田原駅東口お城通り地区 再開発事業基本構想 ～基本的な地区整備方針～ (平成22年10月～5年間)	小田原駅東口お城通り地区再開発事業の推進に向け、土地利用に係わる方針、緑化歩道の整備内容、駐車場施設ゾーンの整備方針、広域交流施設ゾーンの整備方針をまとめたものです。
	小田原市立地適正化計画 (平成29年度～平成52年度)	都市再生特別措置法に基づく、今後の少子高齢化、人口減少の課題に対し、集約型都市を形成するために住宅及び都市機能の立地の適正化について方針を定め、一定の人口密度の維持、生活サービス機能の計画的配置、公共交通の充実を図るための計画です。
	小田原市 耐震改修促進計画 (平成21年2月～平成32年度)	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、新耐震基準導入前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的としています。国の基本方針及び県計画に準拠し、平成28年3月に計画を改定し、期間を平成32年度末までとしました。
	小田原市緑の基本計画 (平成28年3月～平成47年度)	都市緑地法に基づく、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。
	おだわら水道ビジョン (平成21年度～平成36年度)	水道の現状と将来見通しを分析・評価し、今後10年間にわたる水道事業の運営に関する方向性及び施策推進の基本的な考えを定めています。(改定前平成21年度～平成30年度、改定後平成27年度～平成36年度)
	小田原市 下水道中期ビジョン (平成23年度～平成32年度)	下水道の現状と課題を明確にし、今後10年間に取り組む下水道事業の具体的な施策を示したものです。
市民自治・地域経営	第2次小田原市 行政改革指針 (平成29年度～平成34年度)	人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた効果的な行財政改革を実施するため、総合計画後期基本計画推進期間の初年度に合わせて策定した指針です。
	市有施設の 管理運営に係る基本方針 (平成23年度～30年間)	公共インフラを含めた公共施設の現状と課題を踏まえ、効果的かつ適正な施設配置や管理運営のあり方について基本的な考え方を示したものです。
	地域別計画 (平成22年3月～)	地域が目指す将来像とそれを実現するための取組内容などが盛り込まれ、市内26の自治会連合会の区域ごとにまとめた計画書であり、「おだわらTRYプラン」と対をなして本市のまちづくりを進めるためのものです。なお、本市の後期基本計画の策定に合わせ、平成28年度に見直しました。
	協働事業のガイドライン (平成25年4月～)	市民の理解と協力、そして参加を得ながら、効果的な協働事業が推進されるよう、協働の基本原則や協働事業の進め方などを定めた、協働事業を行うための実践的な手法が記載されたガイドラインです。
	小田原市営住宅ストック 総合活用計画 (平成29年度～平成38年度)	市営住宅の既存ストックの長期有効活用や老朽化した市営住宅の計画的な整備方針を示すとともに、市営住宅の適正な管理運営の方針を定めたものです。
	公共建築物マネジメント 基本計画・ 市有建築物維持修繕計画 (平成29年度～平成38年度)	財源不足を解消するため公共建築物をマネジメントし、安心して使える、使いたい公共建築物にするため、必要なサービスを効果的・効率的に提供し、暮らしを豊かにする計画です。

おだわらTRYプラン

市民の力で未来を拓く希望のまち
後期基本計画

平成29年3月発行

—
発行
小田原市

編集
小田原市企画部企画政策課
〒250-8555
小田原市荻窪300番地
電話0465-33-1255

デザイン・印刷
デザインこねこ株式会社

TRY



TRY



TRY



TRY

